

問題演習

基本七法

2020

[設問集]

法学教室編集室編

憲法 安西文雄

行政法 高橋信行

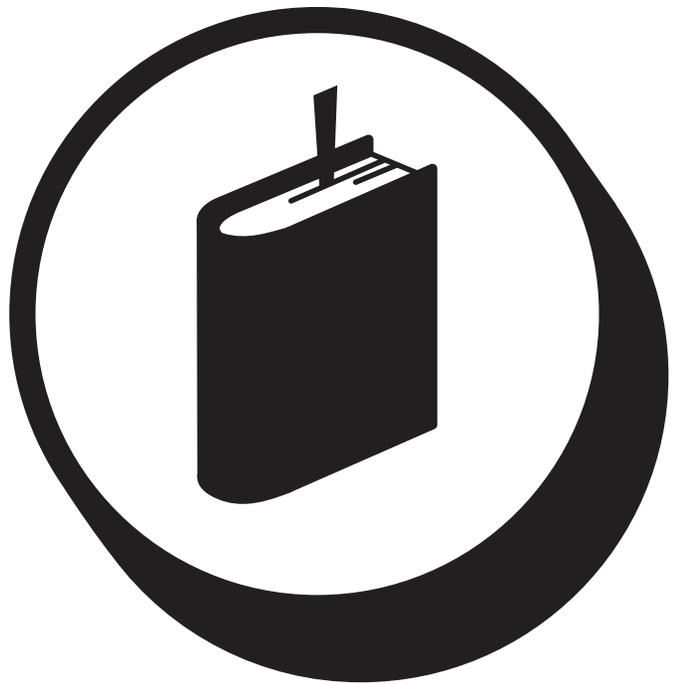
民法 原田昌和

商法 今井克典

民事訴訟法 北村賢哲

刑法 亀井源太郎

刑事訴訟法 松田岳士



有斐閣
YUHIKAKU

ご利用にあたって

本設問集は、『問題演習 基本七法 2020』（有斐閣、2020 年）<http://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641126237>）の設問部分を抜粋しまとめたものです（同書は、月刊「法学教室」2019 年度〔463 号～474 号〕の演習欄の合本したものです。多少の語句の修正はありますが、設問としてはほぼ同じものとなります）。

本冊子を利用することで、POINT 欄や解説欄を目に入れることなく、設問のみと向き合うことができます。定期試験など各種試験に向けた自習やゼミでの検討素材にご活用ください。本冊子で設問について十分に考えたうえで『問題演習 基本七法 2020』や月刊「法学教室」に掲載の解説を読むことで学習効果が一層高まります。

なお、『問題演習 基本七法』は、2018 年よりシリーズとして年版として刊行しており、すべて設問部分を有斐閣ウェブサイトの書籍ページ (<http://www.yuhikaku.co.jp/>) にて公開しています。

また、月刊「法学教室」（毎月 28 日発売）では、毎号演習を掲載し、毎月 21 日前後には設問のみを有斐閣ウェブサイトにおいて公開しています。どちらも学習教材として、是非ご活用ください。

最後に、本冊子ならびに『問題演習 基本七法』シリーズや月刊「法学教室」が、学習の役に立つものとなることを願います。設問部分の公開につきまして、ご快諾をくださいました先生方に改めて御礼申し上げます。

法学教室編集室

目次・執筆者

憲法

明治大学教授
安西文雄
YASUNISHI Fumio

行政法

國學院大學教授
高橋信行
TAKAHASHI Nobuyuki

民法

立教大学教授
原田昌和
HARADA Masakazu

商法

名古屋大学教授
今井克典
IMAI Katsunori

民事訴訟法

千葉大学教授
北村賢哲
KITAMURA Kentetsu

刑法

慶應義塾大学教授
亀井源太郎
KAMEI Gentaro

刑事訴訟法

大阪大学教授
松田岳士
MATSUDA Takeshi



憲法

明治大学教授

安西文雄

YASUNISHI Fumio

憲法 1 (法教 463 号)

県立 A 大学は、明治時代前期に創設され、それ以来の伝統と実績を誇る高等教育機関である。その教育方法は独特で、学生を寮に居住させ、彼らに苛酷な軍事訓練類似の教育を施すものである。そういった教育の趣旨からして、創設当初から入学者を男性のみに限定してきた。また、苛酷な訓練を乗り切ったという経験を共有しているため、卒業生たちは強固な団結を示し、優秀な人も多いため、同県のみならず近隣の諸県を含めた地域の政界、財界、教育界に重きをなしている。

18 歳の女性 X は、ぜひとも A 大学に入学し、その教育により自己を鍛え、卒業生のネットワークも利用して社会的に活躍したいと希望したが、大学側は彼女の性別を理由に入学を拒否した(入試自体受けることができなかった)。この大学を設置している県側の説明によれば、入学を男性に限定している根拠は、第一に教育の多元性の実現である。共学もあれば男子のみ、あるいは女子のみのところもあるというように、多様な教育機関が人々に教育の機会を提供する、ということである。第二に当該教育機関の教育方法の維持である。この大学の苛酷な教育方法は、女性には不向きだという。

X は A 大学の入学システムが憲法に反するとして訴訟を提起した。はたして本件の入学システムは合憲であろうか。【設問前段】

ところで、この問題がマスコミでも取り上げられ、社会的関心を呼んだため、県側としても憂慮し、新たに県立 B 大学を新設し、同大学は女性にのみ入学を認めることとした。そして同大学では、女性が社会においてリーダーシップを発揮することのできるよう教育プログラムを組んだ。A 大学は男性のみ、B 大学は女性のみ、というわけである。こういった対応方法は、救済になるだろうか。【設問後段】

憲法 2（法教 464 号）

Xは幼い時から顔面に腫瘍があり、心に葛藤を抱えつつ成長してきた。小中学校のころ級友から心ない発言を浴びせられ、落ちこんだこともあった。Xはこういった葛藤に苦しみもがいたのち、父親の紹介で博多にあるA寺の高僧Bと知り合いになり、その教えを受け、容貌のことを考えれば考えるほどそれが重大なことになってしまうが、関心を他に向け容貌のことを考えない生き方もあること、むしろ慈善活動にうち込むことに深い意義があること、を確信するに至った。Xはのち、顔を隠すことなく幾多の慈善活動を続け、今では多くの人々の敬愛の的となっている。

さて、ノンフィクション作家YはXの生き方に関心をもったが、それと並んで、外国では顔面の腫瘍のため治療薬Mが有効であるとの認識が広まりつつあるのに日本では国がこれを認可せず、そのためXのような人々が苦しむのであり、何とかしなければ、と考えた。

そこでYはノンフィクション「もうふり返ることもなく」を雑誌に掲載しはじめ、Xの実名明示は避けたが、顔面の腫瘍のこと、そのため苦しみがあったこと、ただし現在では慈善活動家として社会貢献を重ねていること、外国では治療薬Mが用いられていること、この治療薬が有効である可能性が相当程度あること、などを書き込んだ（但し、顔面の腫瘍に関する記述はかなり抑制的なものとし、かつ客観的な記述にとどめた）。またこの連載ノンフィクションはさらに続く予定で、最終的には単行本にまとめられる計画もある。

Xは、このノンフィクションを読み、いまさらながら腫瘍のことを記載されて心を傷つけられる思いを抱いている。Xには、いかなる法的救済がいかなる要件のもとで可能か。

憲法 3 (法教 465 号)

Y 県知事 A は、県庁の近くにある護国神社に、その慰霊大祭の際に赴き、二拝二拍手一拝という神道固有の方式で拝礼するとともに、県の公金から玉串料 1 万円を支出した。知事 A は参拝の後、新聞記者のインタビューに答え、「県知事として公式の立場で参拝したものであるが、あくまで戦没者の慰霊であり、人としての自然な感情の発露である。美しい森に守られたこの神社で亡き人々を偲ぶとき、先人たちへのおのずからなる尊敬の念が沸いてくるではないか。どうしてこれが憲法問題になるのか」と話した。

また、知事 A は参拝の際、県庁から護国神社までは公用車を使わず徒歩で移動したこと、彼は Y 県遺族会の会長になっており、遺族会会員の票は知事当選の際に有力な支持基盤をなしていること、という事情が認められる。

Y 県県民 X は、その祖父 B が第二次世界大戦の際、海軍の将校として戦死しており、B も護国神社に合祀されている。X としては、祖父 B の戦死はあってはならない戦争の犠牲であるにとらえている。X は、知事 A の参拝行為は、戦死者を美化するもので、戦争の犠牲者として B を追慕してきた自己の宗教上の立場と真っ向からくいちがい、静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益（宗教上の人格権）を害するものと考えた。そのため X は、A 県を相手取って損害賠償を求める訴訟を提起した。この請求は認容されるだろうか。知事 A の行為は政教分離規定に違反しないか、X の宗教上の人格権が侵害されたとする主張を認めることができるか、などを検討しつつ、考察を展開せよ。

憲法 4（法教 466 号）

Xとその妻は、ともに都心の商社で働いていたが、早期退職し共通の故郷である懐かしい山間の村に帰った。彼らは庭付きの家屋と耕作地（自家用）を買い取って住みつき、以来 10 年を経ている。

この山間の村は自然環境に恵まれている。とりわけ春の山桜、夏の緑陰、秋の澄んだ月、冬の一面の雪景色などはあたかも日本画のように美しく、X 夫妻はかつての都心での生活とはうって変わった穏やかな時間を楽しみ、故郷をいつくしみつつ暮らしていた。また村人との心温まる交流をとても貴重なものと思うと同時に、10 年来耕してきた畑にも愛着を感じている。

X 夫妻の家には広い庭があるが、その一角に昔からの碑がある。さかのぼれば平安の昔、高名な横川の僧都が住みつき悟りをひらいた地であることを示しており、現在でも同僧都の教えを信じる人々が時おり来訪する歴史的・文化財的価値ある碑である。

ところが、この地域に大規模ダムが建設されることとなり、X 夫妻が住みついた山間の村はすべて水没することとなった。彼らに対していかなる補償をなすべきか。

憲法 5 (法教 467 号)

私立 Y 高校は、建学以来保守的な校風を維持してきた伝統校である。またその進学実績も良好であり、地域住民から高い評価を受けている。同高校の生徒の多くは校風よりも進学実績にひかれて入学する状況であるが、高校側としては自らの校風に自信をもっており、入学希望者に対する事前説明会などでも教育指導に関する方針などにつき縷々説明し、それを理解して入学するように求めている。

この高校では、毎学期の始業式と終業式の際、生徒は起立して国歌を斉唱することとしている。また毎週月曜日の始業の朝礼をクラスごとに行うが、その際にも生徒はクラス担任教員の指導の下、国歌を起立斉唱することとしている。

この高校の生徒 X は、Y 高校の優れた進学実績にひかれて入学し、以来よく学び、学業成績は良好である。大学進学後は工学部で学び、将来はエンジニアとして社会に貢献したいと考えている。また X は歴史にも造詣が深く、第二次世界大戦時に関する学習からして国旗・国歌に対し批判的な信念を抱いている。この信念にもとづいて X は、始業式や終業式、さらには毎週の朝礼の際の国歌斉唱を拒否し、着席したまま静かにしている。

高校側としては、X に対して何度となく説得を繰り返し、皆とともに国歌を起立斉唱するよう求めたが、X としては信念にもとづいて拒否するしかなかった。こういった状況が相当期間経過したため、高校側としては校則 5 条の「校内の秩序をみだしたとき」に該当するとして、1 週間程度の自宅謹慎処分を行うことを検討している。

高校側はこの問題につき苦慮し、思想・良心の自由に関わる法的問題に関し弁護士に相談することとした。仮にあなたがその弁護士であるとして、いかなる見解を高校側に示すか。【設問前段】

また、Y 高校が私立ではなく公立であれば、本設問につきどう考えるべきか。【設問後段】

憲法 6 (法教 468 号)

日本において、マジョリティ (majority=多数派) 民族 (人口の 8 割) と、それ以外のマイノリティ (minority=少数派) 諸民族 (あわせて人口の 2 割) がともに居住しており、歴史的にマイノリティに対して差別があった、と仮定する。最近新設された国立 A 大学医学部は、①社会的差別の効果の是正、②医療の領域において活躍するマイノリティの人々を増やす、③マイノリティの人々がよく居住する地域における医療を向上させる、④従来ともすればマイノリティの学生が少なかったので、その入学を促し学生集団の多様性を確保し教育の質を高める、という 4 つの目的のもとに、入学定員 100 名のうち、16 名分をマイノリティに属する入学志願者のみに割り当てた。すなわち、特別入試コース (定員 16 名) と一般入試コース (定員 84 名) が並存し、マイノリティの入学志願者であればどちらでも選択できるが、マジョリティの入学志願者は一般入試コースしか選択できない。

X は、マジョリティに属する入学志願者であるが、A 大学医学部の一般入試コースでの選考を受け、不合格とされた。ところが、特別入試コースを選択したマイノリティの入学志願者のなかには、X よりも低い評点値で合格している者がいた。X は、A 大学医学部のとっている入学者選抜措置は憲法に反しているとして訴訟を提起した。この請求は認められるであろうか。

憲法 7 (法教 469 号)

Xらは、国民健康保険制度のあり方に対して強い批判的見解を抱いており、このような制度を廃止し、国民各自が自主的に民間の任意保険に加入すべきだとする運動を展開している。彼らはこういった運動の一環として、A 県 B 市の中心部にある市民会館において、国民健康保険制度反対の集会を計画した。

この集会に先立って彼らは、市民に参加を呼びかけるポスター (A3 サイズ) 数枚を、市の繁華街の街路樹に針金でしっかりくくりつける形で掲出した。この行為が屋外広告物法およびそれにもとづく条例 (下記参照) により刑事罰に問われた (事件 I)。

また、集会当日には 300 名ほどが参加したが、そのうちのひとり Z は、市民会館の入口の階段あたりで公衆に向かって立ち、被保険者証を高く掲げ、それにハサミを入れて切り捨てた。法律上、被保険者証を故意に破損する者には刑事罰が科されると仮定し、Z はこの法律のもと刑事罰に問われたとする (事件 II)。

事件 I および事件 II について、憲法上どのように考えたらよいであろうか。

【参考】A 県屋外広告物条例

第 4 条 1 項 次の各号に掲げる物件に広告物を表示し、または広告物を掲出する物件を設置してはならない。

- 1 街路樹、路傍樹およびその支柱
- 2 ……

第 33 条 次の各号の一に該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

- 1 第 3 条から第 5 条までの規定に違反して広告物または広告物を掲出する物件を表示し、または設置した者
- 2 ……

憲法 8 (法教 470 号)

日本国と A 国および B 国との間で、外交上の密約が交わされ、国費が不明朗に流用されつつあるといううわさが社会に流布していた (以下、外交上の密約の疑い)。

Y は、日本の古典文学を中心に扱う書店「浮舟」を経営すると同時に、さまざまな市民運動にたずさわってきた。彼は本件外交上の密約の疑いに関心を抱き、社会正義を実現したいという思いから、時おり開催される市民集会において、この疑惑に関し積極的に発言してきた。彼は、大学時代のサークルの友人 P がたまたま外務省の大臣秘書官をしていることを頼りに、本件外交上の密約の疑いに関する省内資料を提供してもらおうと考えた。

Y の資料提供の依頼に対し、P は当初「とんでもないことだ」と強い拒否の意思を表示していた。しかしもともと Y と P は長い間の友人関係にあり、Y の熱心な説得が繰り返されるうちに P は心を動かされていった。また、Y は「情報源を明かすことはない」、「あくまで市民集会で外交問題について発言する際に、若干言及するにとどめるだけだ」などと話していたので、P も考え直すようになっていった。さらに P は、外交上の密約が真実存在するなら国益に反することであるから、世論の喚起をしておくのが正しい道ではないか、と思うに至った。

そこで P は、A 国および B 国との関係についての省内資料で大臣室に回ってきたもの (以下、本件資料) をまとめてコピーし、街の喫茶店でおちあつて Y に渡した。

さて Y は、P から渡された本件資料を検討し、外交上の密約の疑いは真実であると考えた。そして市民集会での発言にとどめず、別の友人を介してジャーナリスト Q に本件資料のコピーを渡した。Q は自己の取材も加え、月刊雑誌に「外務省に密約疑惑!」と題するスクープ記事を公表するに至った。

国家公務員法上、国家秘密の漏示およびそのそそのかしは刑事犯罪とされている (国公 100 条 1 項・109 条 12 号・111 条)。P と Y はこれらの規定によって刑事罰に問われた。Y としては、自らの行為は国民の知る権利に奉仕し、社会正義を実現しようとするものであって、刑事罰を科すことは許されないと主張している。この主張は認められるだろうか。【設問前段】

また、仮に Y が書店経営者 (かつ市民運動家) ではなく報道機関に属する者であり、大臣秘書官 P に対し秘密漏示を働きかけたのであれば、どう考えるべきだろうか。【設問後段】

なお、本件資料は、国家公務員法上の秘密に該当することを前提とする。

憲法9（法教471号）

Aは腰部の疾患により歩行が困難となり、最近では車椅子に乗ることも著しく困難である。このためAは、身体的原因により投票所に行って投票することが事実上不可能となっている。またXは、身体的能力に何ら問題はないが、対人恐怖症のため引きこもりの状態が続いている。他人と接触するような場所への外出はできないため、精神的原因により投票所に行って投票することが事実上不可能となっている。

AとXは、互いに仲が良く、また政治についての関心も高いため、お互いに電話などで政治上の議論を交わしている。ときには話が盛りあがり、1時間ほど議論を続けることすらある。

公職選挙法（以下、公選法）上、身体的原因にもとづく投票困難者に対しては在宅投票制度が設けられているが、精神的原因にもとづく投票困難者に対しては、そのような制度がない。そのため、最近数回の国政選挙、地方議会議員の選挙に限っても、Aは在宅投票により選挙権を行使することができたが、Xは行使できなかった。

そこでXは、国会の立法行為（公選法に身体的原因にもとづく投票困難者について在宅投票制度を規定し、かつその後、制度の対象を精神的原因にもとづく投票困難者にまで拡充しなかったこと）により選挙権を行使できず、また身体的原因にもとづく投票困難者に比して差別的処遇を受けたことにより精神的苦痛を受けたことを理由として、国家賠償請求を行った。この請求は認容されるだろうか。

なお、設問考察の前提として、精神的原因にもとづく投票困難者の問題は国会においてあまり議論されることがないが、平成15年ごろから日本弁護士連合会、地方公共団体の議会などが衆議院議長、参議院議長に対し、早急に対応措置をとるよう要望する意見書を提出しているとする。

憲法 10 (法教 472 号)

電力の安定供給のためどのような政策がとられるべきか、国会の内外で議論が交わされ、対立があるとする。衆議院議員 Y は、電力需要を火力発電 (LNG) によってまかなうべきだとする立場をとると同時に、火力発電推進法案の提案者グループのなかで中心的地位を占めている。この法案は現在開会中の国会において、議員立法として近く (2 か月ほど先の 3 月中旬から衆議院で) 審議に入る予定である。Y については、火力発電のプラント業者である企業 A から多額の賄賂が渡されているとの嫌疑がもちあがっており、その嫌疑について相当の理由があるため、内閣は衆議院に対し逮捕許諾 (国会 33 条・34 条) を求めた。【設問前段】

また、衆議院のある委員会において、火力発電と太陽光発電の利害得失が議論された際、Y は太陽光発電の非効率性を指摘しつつ、特定の業者 X に関して、次のように言及した。「太陽光パネル業者 X は、経済産業大臣 B の古くからの友人だが、この前ともにゴルフをした際、大臣に賄賂を渡している。たまたま私の秘書が同じゴルフ場において、その場を目撃している。」ところがこの発言は Y 自身、虚偽と知りつつ行ったものであった。太陽光パネル業者 X としては、これによって名誉を毀損されたとして国および Y を相手どって賠償請求を求める訴訟を提起した。

【設問後段】

(小問 1) 設問前段の許諾請求に対し、衆議院としてはどのような事情を考慮して判断したらよいのだろうか。また、衆議院としては 2 か月ほど先の 3 月中旬から火力発電推進法案が審議に入る予定であるので、期限付き逮捕許諾、すなわち 3 月上旬までに限った逮捕許諾をすることを検討している。このような逮捕許諾は憲法上許されるだろうか。

(小問 2) X から提起された、設問後段の賠償請求は、認容されるだろうか。

憲法 11（法教 473 号）

宗教法人 A 教と宗教法人 X1 寺は、包括・被包括の関係にある（A 教が包括団体、X1 寺が被包括団体）。Y1 は X1 寺の住職であり、宗教法人 X1 寺の規則において住職をもって代表役員とすると定められていることにもとづき、代表役員でもある。

Y1（および X1 寺の門徒のうち数十名）は、A 教の最近のあり方に違和感を覚え、悩んだすえ、A 教との間の被包括関係の廃止を考えるようになった。被包括関係の廃止には X1 寺の規則改正が必要であり、さらにその規則改正の要件として X1 寺の責任役員（計 4 名、うち 1 名は代表役員である Y1 自身）全員の同意が求められていた。

責任役員のうち、Y1 以外の 3 名は被包括関係の廃止には反対の立場であることを考慮し、Y1 は独断で抜き打ち的に彼ら 3 名の責任役員を解任した。ところが責任役員の解任には包括団体である A 教の代表役員（宗教上の最高位たる法主）の承認が必要と定められていたところ、これがなかったため、Y1 は A 教側から呼び出しを受け、文書で訓戒を受けることとなった。しかし Y1 の意思は固く、A 教側の訓戒に従わなかった。

A 教としては、「本宗の法規に違反し、訓戒を受けても改めない者は、住職を罷免する」という規則にもとづき、Y1 を罷免した（X1 寺が被包括関係から離脱することを防止するという、A 教側の趣旨も込めている）。これにもとづき X1 寺としては、Y1 が代表役員でもなくなり X1 寺の本堂、庫裡などの建物の占有権限を失ったとして、Y1 を相手どり、所有権にもとづき建物明渡請求訴訟を提起した。この請求は認められるか。【設問前段】

宗教法人 X2 寺も宗教法人 A 教と被包括関係にある（A 教が包括団体、X2 寺が被包括団体）。Y2 は X2 寺の住職であり、宗教法人 X2 寺の規則により、住職をもって代表役員とすると定められていることにもとづき、代表役員でもある。

Y2 は地元の B カルチャー・センター主催の在家僧侶養成講座の講師となり、独自の判断で受講生に対し宗教上の法階（僧侶たる地位）を与えた。多くの人々が僧侶になれば、この地上は極楽浄土にかわりゆくという信念にもとづいたものであった。

ところが A 教においては、開祖 A 聖人以来の秘伝を受け継いだ法主のみが法階を与えうるとされ、法主以外の者が法階を与えることは禁制にふれることとして戒められていた。A 教としては、Y2 の法階授与行為は A 教規則の「宗旨または教義に異議を唱え宗門の秩序をみだした」こと

に該当するとして、Y2 に対し擯斥処分（僧侶の身分を剥奪する処分）を下した。

これを受けて X2 寺側としては、Y2 は住職・代表役員ではなくなり、したがって X2 寺の本堂、庫裡などの建物の占有権限を失ったとして、Y2 を相手どり、所有権にもとづきこれらの建物の明渡請求訴訟を提起した。この請求は認容されるか。【設問後段】

憲法 12（法教 474 号）

選挙権に関する小問(1)および(2)につき、考察を加えよ。なお、衆議院議員は小選挙区選出議員と比例代表選出議員からなる（公選 4 条 1 項）が、小問(1)は小選挙区選挙について、小問(2)は比例代表選挙について、それぞれ問うものである。

小問(1) 202※年、日本において人口減少が進み、国内各地に多くの過疎地域がみられ、かつ過疎地域の住民（総人口の 15%）とそれ以外の地域に在住する住民との間で、利害状況、考え方などにおいて顕著な食い違い、対立がみられるようになった。

さて、衆議院小選挙区の区割りにおいて、人口比例の原則を厳格に順守しつつ（したがって、一票の重みの較差がほとんど生じないようにしつつ）も、過疎地域を意図的にバラバラに分断するよう選挙区が確定された。すべての選挙区において過疎地域の住民は全くの少数派となり、彼らの発言は封じ込められてしまったのである。そこで過疎地域に住む X は、このような選挙区割りは選挙権を侵害するもので違憲であると考え選挙訴訟（公選 204 条）を提起した。この請求は認容されるだろうか。

小問(2) 衆議院の比例代表選挙においては、各政党が候補者の当選順位をあらかじめ定めて作成した名簿にもとづいて有権者の投票がなされる（拘束名簿式）。202※年の衆議院議員選挙の際、比例東京ブロックに候補者を立てた甲党は、次のような名簿を作成した（衆議院の場合、小選挙区との重複立候補もあるが、議論の単純化のため甲党では重複立候補はないとする）。

A（第 1 順位）、B（第 2 順位）、C（第 3 順位）、D（第 4 順位）、E（第 5 順位）

この選挙で甲党は 3 議席獲得し、A、B、C の 3 名が議員となった。もともと甲党は自由主義経済を党是とし、選挙においてもこの立場にもとづく政策を標榜し有権者の票を獲得した。ところが選挙後、党幹部の入替えもあって党の政策が変わり、自由主義経済に批判的な政策を提唱するようになった。

このような状況のもと、当選した A と第 4 順位の D は、党の政策変更を变節だとして批判し自由主義経済をあくまで堅持する主張を繰り返したため、党の幹部と衝突し、ついに党から除名処分を受けた（A と D は

無所属となった。また除名処分自体は党内で適正手続に従ってなされている)。

のちになって、衆議院議員 B は都知事選挙に立候補するため議員を辞職したので、繰上補充の手続に入ることとなった。本来、第 4 順位の D が当選となるはずであったが、D はすでに党から除名されているため、第 5 順位の E が当選とされた。D としてはこの繰上補充による当選は不当であるとして当選訴訟（公選 208 条）を提起した。この請求は認容されるだろうか。



行政法

國學院大學教授

高橋信行

TAKAHASHI Nobuyuki

行政法 1 (法教 463 号)

Xはビンテージのジーンズ等を集めることを趣味としているが、趣味が高じて古着のリサイクルショップ（古着を不特定多数の客から買い取り、それを店舗にて販売すること）を営営することを思い立ち、近所の小さな店舗を借りてリサイクルショップを開店した。

開店してしばらく経って、見知らぬ男 A が数十着の新品同様のジーンズを売りに来た。Xは少し不審に思い、ジーンズの出所を A に聞いてみたものの、A はごによごによと呟くだけではっきりとは答えなかった。X はますます不審に思ったが、それ以上詮索せずに、ジーンズを合わせて 5 万円で買い取ることにした。その際、X は A の氏名・住所を免許証等で確認しなかった。

数日後、警察官が X のリサイクルショップにやってきた。話を聞いてみると、A は窃盗犯であり、A が売りに来たジーンズも盗品であるとのことであった。

X が(1)リサイクルショップの経営を始めたことと、(2)A からジーンズを買い受けたことには、行政法の観点から見てどのような問題があるか。古物営業法の条文を踏まえて検討しなさい。

行政法 2（法教 464 号）

A 市では、公務員が飲酒運転をして交通事故を起こす事件が続いたため、A 市長 Y は、懲戒処分の処分基準を改正して、飲酒運転に対する懲戒処分を厳格化した。

その後、A 市の公務員である X が職場の忘年会に参加してビールを 3 杯飲んだところ、妻から突然電話があり、X の母が急病で倒れたので、急いで帰ってきてほしいとの連絡を受けた。

動転した X は、飲酒運転となることを承知しつつも、自宅までは 3km しかないので警察に捕まることはないだろうと考えて、自動車を運転して自宅へ向かった。

ところが、途中で警察官の検問に合い、X は「酒気帯び運転」で逮捕されて、運転免許停止等の行政処分や罰金刑を科された。このことを知った Y は、X の飲酒運転は地方公務員として許されない行為であるとして、X を「免職」とする懲戒処分を行った。

この免職処分は、懲戒処分として妥当なものだろうか。地方公務員法と「宇都宮市職員に対する懲戒処分の基準に関する規程」に照らして検討しなさい。

行政法 3（法教 465 号）

A 県の飲食店 B で食中毒が起きた疑いがあったため、A 県の保健所は B に立入り検査を実施した（なお、B は食品衛生法に基づき適法な営業許可を有している）。その結果、食中毒の原因菌は発見されなかったが、調理場の清掃や調理器具の洗浄が不十分であることが判明した。そこで A 県知事 Y は、同法に基づき営業停止処分を行うことを検討した。

しかし、(a)違反の程度が重大なものではなかったこと、(b)B の経営者 X が施設の管理の改善を約束したこと、(c)X が Y に多額の政治献金をしてきたこと、を理由として、Y は行政指導をするにとどめて、B の営業を継続させることにした。

ところが、その 1 か月後、B で新たな食中毒事件が起きて、幼児 C が死亡した。C の遺族は、Y がもっと早くに営業停止等の厳しい処分をしていれば、C の死亡を避けることができたはずであると主張している。

(1)飲食店に対する営業規制について、食品衛生法を踏まえてその仕組みを説明した上で、(2)Y が営業停止処分を行わなかったことは適法と言えるか、検討しなさい。なお、検討に当たっては、平成 30 年 6 月改正前の食品衛生法を参照すること。

行政法 4（法教 466 号）

大学生の X は、通学のために私鉄の A 鉄道を利用しているが、ある日、その運賃が値上がりすることをニュースで知った。調べてみると、A の利用者が減っている上に原油や人件費が高騰していることから、収益を改善するために 2 割程度の値上げを計画しているとのことであった。

X としては、通学費が増えると経済的に苦しい上に、A が十分な経営合理化を試みることなく安易に運賃を値上げしようとしていることに憤り、何とかしてこの値上げを阻止できないかと調べたところ、「鉄道事業法」という法律が関係していることを知った。

(1) 運賃の値上げについて、鉄道事業法がどのような規制を及ぼしているかを調べた上で、(2) 値上げを阻止するために X はどのような訴訟を提起すればよいか、検討しなさい。

行政法 5（法教 467 号）

Xは、マイホームを建てるための土地を探していたところ、駅近で価格も手ごろで広さも申し分ない売地を見つけた。急いで下見に行ったところ、建設途中の道路がその土地のすぐ手前で途切れていた。何だか怪しいと感じた X が広告を読み返したところ、物件詳細情報の「備考」の欄に「都市計画道路区域内」と小さく書いてあった。

Xはその意味を不動産屋の従業員に聞いてみたものの、その従業員がものすごい小声で早口に説明したために、Xはまるで理解できなかった。かろうじて聞き取れた言葉は「都市計画法」、「建築制限」、「でも全然問題ありませんよ」だけであった。

(1)X が都市計画道路区域内の土地を購入する際には、どのような点に注意しなければならないか、都市計画法の条文を踏まえて説明しなさい。(2) X がこの土地を購入した後、道路建設の違法性を主張するためにどのような訴訟を提起できるか、説明しなさい。

行政法 6 (法教 468 号)

Xはパチンコ店 A を経営しているが、ある日、A のすぐ隣に新しい大規模パチンコ店 B が開業するという計画を知った。この計画が実現すると、近隣の客が B に流れてしまい、A の経営は立ちゆかなくなる可能性が高かった。そこで、X は B の開業を阻止しようと県の公安委員会に相談してみたものの、B の建設予定地は「準工業地域」に当たることから、法律上 B の営業を規制することはできない、との回答であった。

X が諦めかけていたところ、次の日、「灰原」と名乗る怪しげな男がやってきた。話を聞いてみると、「B のすぐ隣に診療所を急いで開設しましょう。開設費用を出してくれれば、後はこちらでやりますから。」と持ち掛けてきた。灰原の提案に戸惑った X だったが、背に腹は代えられないということで、灰原に全て任せることにした。

(1)風営法 (風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律) の規定を踏まえて、なぜ診療所を開設するとパチンコ店の開業を阻止できるのか、説明しなさい。(2)開業を阻止された B の経営者にはどのような訴訟上の救済手段が認められるか、検討しなさい。

行政法 7 (法教 469 号)

製薬会社 X は、二酸化塩素を用いた除菌グッズを製造・販売しており、その広告には「二酸化塩素の力で空気中のウィルス・菌を退治します！」と表示していた。ところが、一部の専門家から除菌グッズの効果について疑義が出されたために、消費者庁はその裏付けとなる資料を提出するよう X に求めた。

そこで X は、除菌グッズの効果を示す実験結果を提出したが、それによれば「6 畳相当の閉鎖空間であれば、浮遊ウィルスは 180 分間で 99%、浮遊菌は 120 分間で 99%、それぞれ除去できる」と示されていた。

しかし、消費者庁の長官 Y は、この広告は消費者に誤解を与えるものであるとして、景表法（不当景品類及び不当表示防止法）に基づき、広告を取りやめるよう X に命じた（以下「中止命令」という）。

(1) 不当な広告や宣伝を防ぐための景表法の仕組みを説明しなさい。(2) 中止命令の適法性について、Y にどの程度広い裁量権が認められるかを踏まえて検討しなさい。

行政法 8 (法教 470 号)

A 国出身の X は、A 国で反政府組織 B の幹部として反政府活動に従事していたため、A 国警察に逮捕されて刑務所に収容された。刑務所の環境は劣悪であり、X は看守から度々暴行を受けたため、B のメンバーの手助けで刑務所から脱走し、偽造パスポートを使って A 国を出国した。

その後、幾つかの国を経由して日本に辿り着いたが、入国審査の際にパスポートが偽造品であることが見抜かれてしまった。このままでは退去強制となる可能性があったため、X は「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」という) 61 条の 2 第 1 項に基づき難民認定の申請をした。

X は、難民認定の審査の過程で、A 国での反政府活動の内容や刑務所に収容された経緯などを難民調査官に話したものの、身一つで逃げ出してきたこともあって、その証拠を提出できなかった。そのため、法務大臣 Y は X の申請を拒否する処分を行った (以下「不認定処分」という)。

(1) 難民認定に関する入管法の仕組みについて説明しなさい。(2) Y の不認定処分は適法なものと言えるか。Y にどの程度広い裁量権が認められるかを踏まえて検討しなさい。

行政法 9 (法教 471 号)

不動産会社 X は宅地建物取引業法 (以下「宅建業法」という) に基づく免許を受けて不動産取引業を営んでおり、A はその代表取締役 (社長) の地位にある。ある日、A の妻 B が自動車を運転して A を会社へ送っていたところ、B は交通事故を起こして、歩行者に重傷を負わせてしまった。B のことを案じた A は、自分が自動車を運転していたと虚偽の説明をして、B の身代わりとして逮捕された。刑事裁判の結果、A は自動車運転過失傷害の罪で懲役 1 年、執行猶予 4 年の刑罰を受けて、判決は確定した。

宅建業法の定めによれば、法人の役員が「禁錮以上の刑」に処せられた場合、その法人の免許は取り消されることから、知事 Y は X の免許を取り消した (以下「免許取消処分」という)。しかし、免許取消処分に先立ち A は、自分は身代わりとして刑を受けたに過ぎないので、免許取消しは違法であると Y に主張するつもりでいたが、その機会是与えられないままであった。

(1)宅建業法の仕組みについて調べた上で、(2)Y が免許取消処分をする際に適正な手続をとったか否か、行政手続法 (以下「行手法」という) に照らして検討しなさい。

行政法 10（法教 472 号）

宗教法人 X は、A 市の丘陵地帯に墓地を建設することを計画し、「墓地、埋葬等に関する法律」（以下「墓埋法」という）に基づき、墓地経営許可を申請する準備を始めた。

ところで、A 市では墓地経営許可についていわゆる「事前審査」を実施している。これは、許可の申請を受理するまでに審査できる事項については事前に審査して、法令等の要件等に適合していると判断された場合にのみ許可の申請を受理し、その後に申請者が工事に着手し、工事が完了した後に、墓地が計画どおりに建設されていることを確認して許可を付与するという仕組みである。

X も、この事前審査を受けた上で、審査基準に適合するよう計画を修正して許可を申請したところ、A 市長の Y1 はこれを受理した。従来、申請が受理された後に不許可処分がされた例はなかったため、X は墓地の造成工事や建物の建設工事に着手した。

ところが、工事が完成する直前に A 市で市長選挙が行われ、Y2 が新市長として当選した。Y2 は、X が十分な資金を有しておらず、安定的で永続的な墓地経営をできないおそれがあるとして、X の申請を不許可とする処分を行った（以下「不許可処分」という）。

(1)不許可処分の適法性について、墓埋法と東京都「墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例」（以下「東京都条例」という）の規定に即して検討しなさい。

(2)Y2 が事前審査を経た申請を不許可としたことは、行政法の一般法原則に抵触しないか、検討しなさい。

行政法 11（法教 473 号）

XはA市に一戸建てを所有して居住しているが、その隣には老朽化した木造2階建ての空家が建っている。この空家の登記簿上の所有者は既に死亡しており、相続人の所在も明らかでなかった。

Xは、この空家が築50年以上経っていて、その一部が自宅に向かって倒れかかっているため、これ以上放置するのは危険であるとしてA市に対策を求めた。これを受けて、A市長のYは「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という）に基づき対策をとることとした。

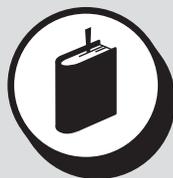
A市による調査の結果、空家の相続人がBであることが判明したが、YはBに空家の全部を撤去することを勧告しただけであり、それ以上の対策をとらなかった。また、Bは撤去費用を負担できないとして撤去に応じなかった。そこでXは、YがBに対して行政処分をすることを求めることにした。

(1)XがYに行政処分の発動を求めるためには、どのような抗告訴訟を提起すればよいか、特措法の規定を踏まえて検討しなさい。(2)この抗告訴訟につきXの原告適格が認められるか、検討しなさい。

行政法 12（法教 474 号）

XはA県B市で農業を営んでいるが、その所有する農地は「農業振興地域の整備に関する法律」（以下「農振法」という）8条に基づき「農用地区域」に指定されている。Xの息子Cが結婚したため、Xは農地の一部を宅地にしてCのための一戸建てを建てようとした。ところが、農地法の定めによれば、農地を宅地に変えるためには許可（以下「転用許可」という）が必要になるが、特に農用地区域ではその要件が極めて厳しく、許可が得られる見込みがなかった。そこでXは、まずは自分の農地を農用地区域から除外することを求めてB市に要望書を提出した。しかしB市は、「農振法の定める要件に該当しないことから、Xの要望に応じることはできない」とする回答（以下「本件回答」という）をXに伝えた。

(1)農振法の仕組みを踏まえた上で、農用地区域からの除外要件を説明しなさい。(2)Xが本件回答の取消しを求める取消訴訟を提起した場合に、その処分性が認められるか、検討しなさい。



民法

立教大学教授

原田昌和

HARADA Masakazu

民法 1 (法教 463 号)

A は、甲建物を新築したが、登記をしないでいるうちに、役所の誤りによって、A の夫 B 名義で固定資産課税台帳に登録され、そのため固定資産税も B 名義で課税されていたが、A はこれをそのまま支払い、固定資産課税台帳への登録を事後的に承認していた。それから 10 年を経て、AB 間の関係が悪化し、かねてより多額の借金をしていた B は、固定資産課税台帳登録事項証明書などを用いて、A の知らないうちに、B 名義の所有権保存登記をした上、事情を知らない C に甲建物を売却し、代金受領の上、引き渡した（移転登記は未了）。この事実を知った A は、B と離婚し、法的対応を検討していたが、上記の事情を知る D から「ある程度安くしてくれるのであれば購入してもよい」という申出があったため、甲建物を D に売却し、代金を受領した。甲建物の登記名義はいまだ B のもとにとどまっている。

(問い 1) D は C に対して甲建物の引渡しを求めることができるか。

(問い 2) 甲建物が、第三者 E の放火によって滅失した場合の法律関係について答えなさい。

民法 2 (法教 464 号)

A は、事業資金調達のため、自己所有の甲土地を担保に入れて C から融資を受けようと考え、息子 B にこれを委託し、甲土地の登記済証や印鑑登録証明書とともに、委任事項欄が白地の白紙委任状を B に渡した。ところが B は、この白紙委任状に勝手に「甲土地の処分に関する一切の事項」と書き込み、A を代理して、以上の事情を知らない C に甲土地を 3000 万円で売却し、代金の一部として受け取った 1000 万円を着服した。なお、C は、売買契約の際に、A に対して、B に甲土地の処分に関する代理権を与えたかどうかを確認することは行っていない。また、C は、B による着服の意図は知らなかったものとする。

(問い 1) C は、A に対して、残代金の支払と引換えに、甲土地の所有権移転登記手続に協力するよう請求できるか。

(問い 2) C は、B に対して、どのような法的主張をすることができるか。

(問い 3) C が請求をしないでいる間に A が死亡した。A には、子 B と D がいたが、D は相続を放棄した。この場合に、C は、B に対して、どのような法的主張をすることができるか。D が相続を放棄しなかった場合には、どうか。

民法 3 (法教 465 号)

(問い 1) A は B 酒店から、B がその倉庫に保管中の特定年度の特定銘柄のワイン 50 本のうち 20 本を、1 週間後に A が B の店に取りに行く約束で購入した。このワインは大変人気があり、B 自らが醸造主のもとへ行き、親しくなり、格安で買い求めたものを、A にも市場価格よりはるかに安い価格で売却したものであった。なお、醸造主のもとにはすでに在庫はなく、仮に同じワインを市場で買う場合には海外渡航費等契約代金をはるかに超えた高額の高額調達コストがかかる。1 週間後、引渡し直前に大地震が起き、倉庫内のワインはすべて割れてしまった。A は、B に対して、ワインを他から調達して引き渡すよう、請求できるか。

(問い 2) A は B 酒店から、特定年度の特定銘柄のワイン 20 本を、1 週間後に A が B の店に取りに行く約束で購入した。1 週間後、B は、仕入れたワインを取り分けて梱包し、A に、すでに準備ができているので、約束通り引き取りに来るように電話で連絡した。しかし、A は代金の手当てができなかったため、その日に取りに行かなかった。その後も何度か、B は A に連絡したが、A が引き取りに来ることはなかった。しばらくして、店の倉庫がいっぱいになったので、B は、やむをえずそれらのワインを自家消費用のワインとともに自宅で保管していたが、数日後、大地震が発生し、それらのワインは自家消費用ともどもすべて割れてしまった。なお、倉庫内のワインは無事だった。この場合における、AB 間の法律関係について論じなさい。

民法 4 (法教 466 号)

A の所有する甲土地を、子の B および C が相続した。(問い 1) から (問い 3) については A は遺言を残さずに死亡したものとする。遺留分については考えなくてよい。

(問い 1) C は、遺産分割協議書を偽造して、甲土地について単独相続した旨の登記をなし、X に売却して移転登記してしまった。B は、登記なくして自己の持分を X に主張しうるか。また、X が甲土地の上に建物を建ててしまっている場合に、B が X に対してなしうる法的主張について検討せよ。

(問い 2) 遺産分割協議により甲土地は B の単独所有となったが、その登記がなされないうちに、C の債権者 Y が、C を代位して C の持分登記をし、それを差押えた場合、B は Y に対して登記なくして甲土地が自己の単独所有であることを主張できるか。

(問い 3) C が相続を放棄した後、B 単独所有名義の登記がなされる前に、C の債権者 Z が、C を代位して C の持分登記をし、それを差押えた場合、B は Z に対して登記なくして甲土地が自己の単独所有であることを主張できるか。

(問い 4) D は A から甲土地の遺贈を受けたが、遺贈に基づく移転登記がなされる前に、B が相続を原因とする移転登記を得て (C は相続を放棄したものとする)、甲土地を W に売却し、移転登記を行った。D は、登記なくして遺贈による甲土地の取得を W に主張できるか。遺言執行者が指定されている場合はどうか。

民法 5 (法教 467 号)

BはAから借金をする際に、保証人を立てるように要求されたので、Cに委託して保証人になってもらったが、弁済期から10年が経過し、主債務と保証債務の消滅時効期間が経過してしまった。この場合において、次の問いに答えなさい。

(問い1) CはAからの請求に対してどのような反論を行うことができるか。

(問い2) Cが保証債務の履行として、借金の全額を支払った場合、A・B・Cの関係はどうなるか。Cによる保証債務の履行の前に、Bによる主債務の消滅時効の援用があった場合となかった場合に分けて検討しなさい。

(問い3) Bが借金の半額を支払ったときは、BおよびCの立場はどうなるか。

民法 6 (法教 468 号)

(問い 1) X 銀行は A に対する貸金債権を担保するため、A 所有の本件建物に抵当権の設定を受け登記を経由した。A は本件建物を Y 会社に賃貸し、Y は合意に基づいて 3150 万円の保証金を A に預託したが、その後、保証金を 330 万円とする新契約を締結し、残りの保証金の返還については月 30 万円の賃料と相殺することが合意された。他方、X は、A が貸金返還債務の履行をしないため、抵当権に基づく物上代位権の行使として、本件賃料債権のうち差押命令送達時以降支払期にあるものから 900 万円に満つるまでのものについて差押命令を取得し、同命令は A および Y へ送達された。X からの賃料請求に対する Y の相殺の抗弁は認められるか。

(問い 2) X 銀行は A に対する貸金債権を担保するため、A 所有の本件建物に抵当権の設定を受け登記を経由した。A は本件建物を Y 会社に賃貸したが、この賃貸借契約においては、敷金は 1000 万円とし、その 20% に相当する金額を契約終了金として A が取得し、賃貸借契約が終了し、Y が本件建物を明け渡した後、6 か月以内に、A が Y に契約終了金および未払賃料を控除した残額を返還する旨の約定がされ、敷金が預託された。他方、X は、A が貸金返還債務の履行をしないため、抵当権に基づく物上代位権の行使として、A が Y に対して有する賃料債権のうち差押命令送達時以降支払期にあるものから 4 億円に満つるまでのものについて差押命令を取得し、同命令は A および Y へ送達された。ところが、この賃貸借契約については、差押えの少し前に Y から解約申入れがされており、差押え後、解約期限日限りで Y は本件建物から退去した。Y は、X からの未払賃料の請求に対して、賃料債務は敷金が充当されて消滅したと主張している。認められるか。

民法 7 (法教 469 号)

次の各場合に、法定地上権は成立するか。

(問い 1) A は、自己の所有する甲土地に G のための 1 番抵当権を設定したが、甲土地には息子 B の所有する乙建物が建っていた。その後、A が死亡し、B が甲土地を単独で相続し、甲土地に H のための 2 番抵当権を設定した。G が抵当権を実行した。

(問い 2) B は、父 A の所有する甲土地に建つ B 所有の乙建物に G のための 1 番抵当権を設定した。その後、A が死亡し、B が甲土地を単独で相続し、乙建物に H のための 2 番抵当権を設定した。G が抵当権を実行した。

(問い 3) A は、自己の所有する甲土地に G のための 1 番抵当権を設定したが、甲土地には息子 B の所有する乙建物が建っていた。その後、A が死亡し、B が甲土地を単独で相続し、甲土地に H のための 2 番抵当権を設定した。1 番抵当権が合意解除により消滅した後に、H が抵当権を実行した。

(問い 4) A と B が共有する土地の上に、A が B の承諾を得て建物を所有していた。A は土地に対する自己の共有持分の上に G のための抵当権を設定し、これが実行されて買受人 C がその持分権を取得した。A は、B・C に対して法定地上権を主張できるか。

(問い 5) A の所有する土地の上に A と B の共有する建物が存在した。A は土地に G のための抵当権を設定し、これが実行されて C が買い受けた。A・B は、C に対して法定地上権を主張できるか。

(問い 6) A と B が共有する土地の上に、A と C の共有する建物が存在した。A が G に対して負う債務の担保のために、A・B 双方の土地持分上に抵当権が設定され、これが実行されて D が買い受けた。A・C は、D に対して法定地上権を主張できるか。A・B が親子だった場合はどうか。

民法 8 (法教 470 号)

A (36 歳) の子である女兒 B (9 歳) が道路で遊んでおり、A もそれを認識しながら放置していたところ、C 会社に雇用されている D (30 歳) が私用で運転していた C 社の自動車に B がはねられて、負傷した。B のケガそのものは、3 か月の入院により完治したが、この事故により、容貌に重大な傷害が残った。事故当時、D は、カーナビの操作に気をとられて前方不注意の状態にあったために、車道に飛び出してきた B に気付くことができなかった。また、D は、C 社の運転手であり、私用で用いることは内規により禁じられていたが、自動車および鍵を自由に持ち出せる状態にあった。上記の事実関係のもとにおいて、次の問いに答えなさい (自賠法は考慮しなくてよい)。

(問い 1) B は、C 社および D に対してどのような請求ができるか。

(問い 2) A は、C 社および D に対してどのような請求ができるか。

民法 9（法教 471 号）

A は、B 工務店との間で、A 所有の甲土地上に建物を建築することを目的とする請負契約を締結した。以下の各場合に、A・B 間の法律関係はどうか（現実的ではないが、A・B 間の請負契約には民法の規定と異なる特約はなかったものとする）。

（問い 1）建築中の建物が火災により全焼した場合。工期内に建て直すことが可能な場合と不可能な場合とに分けて考えること。

（問い 2）建物が完成後引渡し前に火災により全焼した場合。

民法 10（法教 472 号）

骨董収集を趣味とする A は、日頃から取引のある骨董商 B の店を訪れた際、萩焼の抹茶茶碗（甲）が置かれているのを目にとめ、B に尋ねたところ、これは約 30 年前に亡くなった人間国宝 S の作であり、日本有数の美術品愛好家の家から出た物であるから間違いないとの説明を受けたため、甲を 300 万円（S の作品であった場合の時価相当額）で購入し、代金の支払および甲の引渡しを終えた。ところがその後、A が依頼した鑑定の結果、甲が収められていた桐箱は本物だったが、甲そのものは、ごく最近作られた贋作であり、来歴も誤りであることが判明した（贋作のため、市場価値はほとんどない）。A は、B に対して、どのような主張が可能だろうか。平成 29 年改正民法を前提に考えなさい。

民法 11（法教 473 号）

X社は、A社へ送金すべきところ、誤ってY信用金庫のA組名義の普通預金口座（本件口座）に振込みを行った（本件誤振込み）。Aは、この振込みの2年半ほど前に、A組からの会社分割により設立された株式会社であるが、この会社分割により、Aは、A組の債務については責に任じない一方、A組の主たる事業に関する権利関係や人的物的設備のほぼすべてを承継した。この時点で、A組は債務超過の状態にあり、任意整理を行う旨の通知があったため、Yは、A組の口座について支払差止めの設定をし、その後本件口座への入金は、本件誤振込みまでの間ほとんどなかった。本件誤振込金は、本件口座に支払差止めの設定がされていたため、本件口座に自動入金されず、一旦Yの別段預金口に入金された。Yの担当者は、AおよびA組の経緯を知っており、本件振込みが誤振込みである可能性を認識したが、特段確認等を行うことなく、A組の口座の支払差止めの設定を一時的に解除して、本件振込みを完了させ、直ちに、本件誤振込金を含むA組の預金払戻請求権とYのA組に対する貸付債権とを対等額で相殺した。まもなくして、Xの担当者が誤振込みに気付く、Yに、誤振込みであるから返金してほしい旨伝えたが、Yからは、すでに取引が成立しているので返金には応じられない旨の回答があった。そこで、XはYに対して本件誤振込金額相当額の不当利得返還請求を行った。認められるだろうか。

民法 12（法教 474 号）

A の B に対する貸付債権（600 万円）を担保するために、B から委託を受けた C・D が連帯保証人となり、さらに C 所有の甲土地（評価額 300 万円）および E 所有の乙土地（評価額 200 万円）に抵当権が設定され、登記を了した（C は保証人と物上保証人を兼ねる）。その後、履行遅滞に陥った B の債務相当額全額（600 万円）を、保証債務の履行として支払った D は、B および C に対してどのような権利を行使できるか。平成 29 年改正民法を前提に考えなさい。



商法

名古屋大学教授

今井克典

IMAI Katsunori

商法 1 (法教 463 号)

甲株式会社（以下「甲社」という）は、取締役会設置会社であり、監査役設置会社であり、監査役会設置会社ではない。甲社の代表取締役 A は、新規の事業を提案したが、他の取締役に反対されたため、その事業を、甲社の事業ではなく、A 個人の事業として行うことにした。A は、その事業を開始するのに必要な資金を調達するため、甲社代表取締役 A として、B から金銭を借り入れた。A は、甲社の金銭から借入金の一部を返済し、残部につき返済猶予を受けた。その後も、A は、甲社の金銭から借入金の残部を返済することを予定した。

A による甲社代表取締役 A としての B からの金銭の借入れ、A による甲社の金銭からの借入金の一部の返済、A による甲社の金銭からの借入金の残部の返済の予定等の事情を知った甲社の取締役 C、監査役 D または株主 E は、どのような対応をすることができるか、またはどのような対応をしなければならないか。

商法 2（法教 464 号）

甲株式会社（以下「甲社」という）は、公開会社であり、種類株式発行会社ではない。甲社の代表取締役 A、取締役 B 等を含む経営陣と、甲社の株主 C との間で、甲社の経営を巡って争いが生じた。甲社の取締役会は、A および B の持株比率の上昇を目的として、甲社が発行する株式を引き受ける者の募集をして、株式の発行（以下「本件新株発行」という）を行うこととし、募集事項を決議により決定した。その決定における払込金額は、一般に認められている株式価値の評価方法のいずれによっても、募集株式を引き受ける者に特に有利な金額であった。甲社は、払込期日の 2 週間前までに、募集事項を官報に掲載する方法により公告した。甲社の定款には、公告方法の定めはない。A および B は、募集株式の総数を引き受け、それぞれの募集株式の払込金額の全額を払い込んだ。本件新株発行のための甲社の対外的な行為は、A によって行われた。

本件新株発行の結果として、A の持株比率と B の持株比率とは、それぞれ 20% から 30% に、C の持株比率は、60% から 40% になった。C は、本件新株発行の効力が生じた日から 6 か月以内に、新株発行の無効の訴えを提起した。訴えに係る請求は、認容されるか。

商法 3 (法教 465 号)

甲株式会社(以下「甲社」という)は、会計監査人設置会社ではない。甲社は、計算書類およびその附属明細書(以下「本件計算書類等」という)を巧妙に粉飾して作成し、定時株主総会の普通決議によって剰余金の配当に関する事項を決定した。その普通決議の日の翌日に、剰余金の配当はその効力を生じ、1株につき金銭500円を割り当て、総額2000万円の剰余金の配当(以下「本件配当」という)が行われた。普通決議があった日とその翌日における分配可能額は、いずれも1200万円であったが、粉飾決算によって3000万円であることになっていた。

甲社の代表取締役Aは、本件計算書類等を作成し、株主総会に取締役会の決議に基づいて本件配当の議案を提案した。甲社の取締役Bは、計算書類の作成に関する職務の担当ではなかったが、本件配当の議案を株主総会に提案する取締役会の決議に賛成し、本件配当による金銭の交付に関する職務を行った。本件計算書類等の粉飾には、Aのみが関与しており、また、監査報告は、本件計算書類等が甲社の財産および損益の状況を適正に表示している旨の意見を内容に含んでいた。

甲社の株主Cは、本件配当により金銭400万円の交付を受けた。Dは、甲社に対して、弁済期が1か月後である300万円の金銭債権を有する。

BおよびCは、本件配当に関して、どのような会社法上の義務または責任を負うか。また、Dは、本件配当に関して、どのような会社法上の請求をすることができるか。

商法 4（法教 466 号）

甲株式会社（以下「甲社」という）は、公開会社であり、種類株式発行会社ではない。また、甲社は、株券発行会社でも、振替株式の発行者でもない。甲社は、簿価によっても、清算価値の時価によっても、債務超過である。甲社の株主は、20 人であり、それぞれ、甲社の株式 50 株を有している。

甲社の関係者は、甲社の継続企業価値が正であると考えている。A は、甲社の募集株式を引き受けることによって、甲社に出資することにした。A は、甲社の株主ではない。A は、出資にあたり、既存株主を甲社から退出させ、出資により自己のみが甲社の株主となるよう、甲社に対して要請した。甲社は、全部取得条項付種類株式を用いて、発行済株式の全部を取得し、A を引受人として、取得した株式を処分すること（以下「本件出資」という）にした。

本件出資の会社法上の手続および問題について、説明しなさい。

商法 5 (法教 467 号)

甲株式会社（以下「甲社」という）および乙株式会社（以下「乙社」という）は、取締役会設置会社である。A は、甲社の代表取締役かつ乙社の取締役である。B は、乙社の代表取締役かつ甲社の取締役である。以下のような各行為（以下「本件各行為」という）により、甲社は、丙から手形貸付を受けた。甲社代表取締役 A は、乙社を受取人とする手形金額 1000 万円の約束手形（以下「本件手形」という）を振り出して B に交付し、乙社代表取締役 B は、丙を被裏書人として本件手形を裏書譲渡し、丙は、甲社に金銭 980 万円を交付した。乙社は、甲社から無償の保証の委託を受けて本件手形を受け取り、甲社の手形債務を保証するために本件手形に裏書をした。本件各行為は、甲社および乙社において、取締役会の決定を必要とする重要な業務執行（362 条 4 項）には該当しない。

問 1 A または B は、本件各行為をするには、どのような会社法上の手続を採らなければならないか。

問 2 問 1 の会社法上の手続が採られなかった場合に、丙による甲社への本件手形の手形金の請求は、認められるか。

商法 6 (法教 468 号)

甲株式会社 (以下「甲社」という) は、取締役会設置会社であり、公開会社ではない。A は、甲社の取締役かつ株主である。甲社の取締役会は、投資資金等を調達するとともに、A に多数の株式を保有させて経営への意識を高めることを目的として、A を引受人とする募集株式の発行 (以下「本件新株発行」という) を行うことを、株主総会に提出する議案の内容である各募集事項とともに決議した。その決議をした取締役会において、A は、募集株式の総数の引受けを行う契約を締結することについて、取締役会の承認を受けた。また、甲社は、取締役会の決議によって、A が募集株式の総数の引受けを行う契約の承認を受けた。

α 年 6 月 10 日に、甲社の取締役は、株主総会において、A が募集株式の総数の引受けを行う旨を説明した上で、甲社は、株主総会の特別決議 (以下「本件総会決議」という) によって、募集事項を決定した。決定された払込金額は、募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である。甲社の取締役は、株主総会において、その払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなかった。

決定された払込期日である α 年 7 月 1 日に、A は、それぞれの募集株式の払込金額の全額を払い込んだ。現在は、 α 年 7 月 10 日である。甲社の株主である B は、本件新株発行の無効を主張することができるか。

商法 7 (法教 469 号)

甲株式会社 (以下「甲社」という) は、取締役会設置会社であり、種類株式発行会社ではない。甲社の 1 事業年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までである。A は、甲社の株式 80 株を有し、B は、甲社の株式 60 株を有する。甲社は、A との合意により、金銭を交付して甲社の株式 80 株を取得することにした。B は、甲社から次の請求 (以下「議案変更請求」という) をすることができる旨等の通知を受けて、議案変更請求をした。甲社が取得価格等の事項についての通知を行う相手方である特定の株主に自己をも加えたものを、株主総会の議案とすることの請求である。

甲社は、会社法上の必要な手続を行い、A と B とは、株式の譲渡しの申込みの期日である α 年 9 月 10 日に、甲社に対し、それぞれ 80 株の譲渡しの申込みと 60 株の譲渡しの申込みとをした。 α 年 9 月 30 日に、甲社は、A および B に対して金銭 700 万円を交付し、甲社の株式 140 株の取得 (以下「本件取得」という) をした。同日における甲社の分配可能額は、700 万円以上であった。本件取得に関する職務を行ったのは、甲社の代表取締役 C である。 $(\alpha + 1)$ 年 6 月 10 日に、甲社の α 年 4 月 1 日に開始する事業年度に係る計算書類は、定時株主総会の承認を受け、承認を受けた時における甲社の分配可能額は、 -200 万円であった。

C は、本件取得に関して、どのような会社法上の義務または責任を負うか。

商法 8 (法教 470 号)

甲株式会社（以下「甲社」という）は、取締役会設置会社であり、公開会社でない株式会社である。甲社の取締役は、A、B および C である。A、B および C は、甲社の株主である。

C は、その有する甲社の株式（以下「本件株式」という）を A に譲り渡すことにした。α 年 1 月 31 日に、C は、甲社に対し、A がその株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすること、および、承認をしない旨の決定をする場合において、甲社または指定買取人がその株式を買い取ることを請求した。B は、甲社が承認をする旨の決定をすることに反対である。

甲社は、定款で取締役会を招集する取締役を取締役社長であると定めている。甲社の取締役社長は、A である。A には、取締役会を招集する様子がなかった。α 年 2 月 1 日に、B は、A に対し、譲渡による甲社の株式の取得について承認をするか否かを議題として示して、取締役会の招集を請求した。同月 6 日に、A は、同月 15 日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知を發した。

α 年 2 月 15 日に、取締役会は、A、B および C ならびに甲社の監査役が出席して開催された。取締役会においては、甲社が A による本件株式の取得について承認をする旨の議案に、A および C は賛成し、B は反対した。取締役会の議長である A は、その議案が可決された旨を宣し、甲社が A による本件株式の取得について承認をする旨の取締役会の決議（以下「本件決議」という）は、行われた。本件決議後の同日中に、甲社は、C に対し、甲社が A による本件株式の取得について承認をした旨を通知した。C は、A に本件株式を譲渡した。

甲社は、株主名簿を書面をもって作成している。A は、甲社に対し、本件株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求することができるか。

商法 9 (法教 471 号)

甲株式会社 (以下「甲社」という) は、取締役会設置会社である。甲社の 1 事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。甲社においては、毎年 6 月に、その年の 3 月 31 日に終了した事業年度に関する定時株主総会が招集されている。甲社の取締役は、A、B および C であり、A は、甲社の代表取締役である。甲社の株主は、A、B および C を含む 10 人である。A、B および C は、それぞれ総議決権の 20% 弱を有し、合計で総議決権の 60% 弱を有する。

α 年 6 月 10 日に、甲社の定時株主総会 (以下「本件総会」という) は、A、B および C が出席して開催された。本件総会の招集は、取締役会の決議により決定された。A は、その取締役会において B および C に口頭で本件総会の招集を通知し、その他の株主には、本件総会の招集通知を発していなかった。D は、本件総会の決議 (以下「本件決議」という) によって取締役に選任された。A は、本件決議前に、D から取締役への就任の承諾を得ていた。一方、取締役に A を再任する議案は、否決された。A を取締役に再任した直近の株主総会は、($\alpha - 2$) 年 6 月の定時株主総会であった。

本件総会の直後に招集された取締役会は、B、C および D の賛成によって、代表取締役に D を選定した。 α 年 6 月 17 日に、D の取締役の就任および代表取締役の就任の各登記、ならびに A の取締役の退任および代表取締役の退任の各登記がなされた。

α 年 7 月 10 日に、A は、甲社代表取締役として、甲社の取引先であった乙株式会社からの申込みを受けて、売買契約 (以下「乙契約」という) を締結し、甲社には必要でない商品を購入した。また、同日に、D は、甲社の代表取締役として、丙株式会社との間で売買契約 (以下「丙契約」という) を締結し、甲社には必要でない高価な備品を購入した。

α 年 8 月 7 日に、A は、主位的に本件決議の不存在の確認を請求し、予備的に本件決議の取消しを請求する訴えを提起した。

乙株式会社と丙株式会社とは、甲社に対して、それぞれ、乙契約に基づく代金と丙契約に基づく代金とを請求することができるか。

商法 10 (法教 472 号)

甲株式会社 (以下「甲社」という) は、公開会社でない株式会社であり、取締役会設置会社である。甲社は、業績向上への意欲を喚起することを目的として、使用人に報酬として新株予約権を付与することにした。

甲社は、株主総会の特別決議 (以下「本件総会決議」という) によって、発行する募集新株予約権 (以下「本件新株予約権」という) について、本件新株予約権の目的である株式の数、発行する本件新株予約権の数の上限、本件新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこと等に加えて、以下の事項を定め、募集事項の決定を取締役に委任した。本件新株予約権の割当てを受ける者は、甲社の使用人であること、本件新株予約権の行使の条件として、本件新株予約権を有する者が新株予約権の行使時において甲社の使用人または役員であることを要すること (以下「本件使用人条件等」という)、譲渡による本件新株予約権の取得について、甲社の承認を要することである。甲社の取締役は、株主総会において、金銭の払込みをさせずに本件新株予約権の発行をすることを必要とする理由を説明していた。

本件総会決議後に、甲社は、取締役会の決議によって、本件新株予約権の割当てを受ける者とその者に割り当てる本件新株予約権の数を定めた。以下の問 1 と問 2 とは、独立した問である。

問 1 甲社の株主総会は、本件総会決議によって、使用人条件等の他の本件新株予約権の行使の条件を取締役会の決議により決定することができることを定めていた。甲社の取締役会は、以下の本件新株予約権の行使の条件 (以下「本件上場条件等」という) を定めた。本件新株予約権の権利者は、甲社の株式が証券取引所に上場する日まで本件新株予約権を行使することができないこと、使用人として一定の職務懈怠がある場合には本件新株予約権を行使することができないこと等である。本件上場条件等は、有効か。

問 2 A は、甲社を退職した後に、本件新株予約権を行使し、甲社は、A に対し、新株の発行 (以下「本件新株発行」という) により株式を交付した。本件新株発行は、有効か。

商法 11 (法教 473 号)

甲株式会社(以下「甲社」という)は、その事業の一つ(以下「本件事業」という)に関して、Aとの間で賃貸借契約(以下「本件契約」という)を締結し、本件契約に基づいて、Aの建物(以下「本件建物」という)を利用して、毎月末日に賃料を支払っている。本件契約には、甲社が本件建物を損傷した場合には、甲社は、損傷によりAに生じた損害を賠償する義務を負う旨の定め(以下「本件賠償条項」という)、甲社が会社分割をした場合には、Aは、本件契約を解除することができ、Aが本件契約を解除したときは、甲社は、別に定める金額を違約金として支払う義務を負う旨の定め(以下「本件違約金条項等」という)等がある。

本件事業の業績は、不振が続いている。未払いの賃料債権は、存在しない。また、甲社は、その過失により本件建物を損傷し、Aに損害が生じた。甲社は、本件建物の損傷を認識していない。甲社は、乙株式会社(以下「乙社」という)を新設分割設立株式会社として、新設分割(以下「本件新設分割」という)をすることにした。新設分割計画においては、乙社は、甲社から本件事業に関する契約上の地位の全部および権利義務の全部を承継する旨、甲社は、本件新設分割後には本件事業に関する義務および責任を負わない旨等が定められた。

甲社は、本件新設分割をする旨等の必要な事項を、官報に掲載する方法、および、定款で公告方法として定める日刊新聞紙に掲載する方法により公告した。甲社は、Aに各別にその事項を催告していない。本件新設分割の効力が生じた日の後に、Aは、本件違約金条項等に基づいて、本件契約を解除した。

以下の問1から問3までは、独立した問である。本件賠償条項および本件違約金条項等は、有効であるとする。

問1 本件新設分割前に、Aは、甲社に対し、本件新設分割について異議を述べて、甲社に、弁済、担保の提供または財産の信託をさせることができるか。

問2 本件新設分割後に、Aは、甲社に対して、甲社に対する債権に係る債務の履行を請求することができるか。

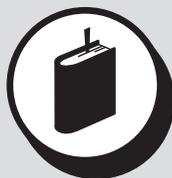
問3 本件新設分割後に、Aは、本件新設分割の無効の訴えを提起することができるか。

商法 12 (法教 474 号)

甲株式会社 (以下「甲社」という) は、種類株式発行会社ではなく、公開会社ではない。甲社の発行済株式の総数は、約 1 万株であり、甲社の株主の総数は、約 800 人である。A は甲社の株式 500 株、B は甲社の株式 50 株、C は甲社の株式 50 株、D は甲社の株式 500 株を有している。甲社の株主名簿には、これらの株式に係る株主名簿記載事項が記録されている。甲社は、毎年 3 月 31 日において株主名簿に記録されている株主を、定時株主総会の議決権を行使することができる者と定款で定めている。

α 年 3 月 16 日に、A は、甲社の承認を受けて、B に 300 株を譲渡し、また、C に 200 株を譲渡した。 α 年 3 月 30 日に、B は、甲社に対し、A から取得した 300 株に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記録することを請求した。同日に、甲社は、誤って、B が取得した 300 株のうち 100 株に係る株主名簿記載事項の記録をせず、B が取得した 300 株のうち 200 株に係る株主名簿記載事項のみを株主名簿に記録した。 α 年 4 月 13 日に、E は、相続により D が有する 500 株を取得した。 α 年 4 月 20 日に、C および E は、それぞれ、取得した甲社の株式に係る株主名簿の記載事項を株主名簿に記録することを請求し、同日に、甲社は、それぞれの株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記録した。

甲社の定時株主総会は、 α 年 6 月 16 日を開催の日として招集された。A は、 α 年 3 月 31 日における株主名簿上は株主である 300 株について、B は、A から取得した 300 株のうち α 年 3 月 31 日における株主名簿上は株主ではない 100 株について、C は、A から取得した 200 株について、E は、D から取得した 500 株について、それぞれ、 α 年 6 月 16 日の甲社の定時株主総会において議決権を行使することができるか。



民事訴訟法

千葉大学教授

北村賢哲

KITAMURA Kentetsu

民事訴訟法 1 (法教 463 号)

あなたは父上から、以下の相談を持ち掛けられた。「民事訴訟法を大学で勉強したというお前に教えてほしい。実は、俺のところに 2 週間ほど前、『訴状』とかいうものが届いた。その中で、どうやら貸した金 300 万円を返せって言われてるみたいなんだが、俺には借りた覚えがない。ていうか、『原告』って奴、ぜんぜん知らないんだ。これ質の悪いはずだよ。オレオレ詐欺が流行ってるご時世だから、この『訴状』、放っておいていいかな？明日 10 時に来いって呼出しを受けてるんだけど、その日ふつうに仕事だよ。」

父上が訴状を受領したまま放置するとどのような不利益が当該訴訟において生じるかを説明した上で、その不利益が明日直ちに生ずるのを回避する、ないし、生じたとしても消滅させるための方策をそれぞれ複数検討しなさい。回答にあたっては、父上は当該訴訟のための準備を何一つしていないこと、そして、原告は父上に協力的ではなく、あらゆる合意の成立見込みはないことを前提としなさい。

民事訴訟法 2 (法教 464 号)

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を提起され、明日午前 10 時の第 1 回口頭弁論期日に呼び出されているという父上から、あなたは以下の相談を持ち掛けられた。

「俺は明日仕事だから、民事訴訟法を大学で勉強したお前が俺に成りすまして『期日』とやらに行ってきて、原告の言うことは全てうそだと言ってきてくれよ。お前にとっても民事訴訟の現場に触れる良い機会じゃないか。」

あなたが父上のふりをして期日に出頭し、原告の請求原因事実を否認した場合、その行為が民事訴訟法上どのように評価されるのか説明しなさい。検討に際して、被告がだれであるかの検討から始めなさい。

民事訴訟法 3 (法教 465 号)

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を隣県の地方裁判所に提起され、明日午前 10 時の第 1 回口頭弁論期日に呼び出されているという父上から、あなたは以下の相談を持ち掛けられた。

「俺は明日仕事だから、民事訴訟法を大学で勉強したお前が俺の代理人として『期日』とやらに行って来て、原告の言うことは全てうそだと言ってきてくれよ。お前にとっても民事訴訟の現場に触れる良い機会じゃないか。」

あなたが父上の代理人として期日に出頭し、原告の請求原因事実を否認しようとした場合、民事訴訟法上どのように評価されるのか説明しなさい。なお、検討に際しては、あなたが弁護士でないことを前提としなさい。

民事訴訟法 4（法教 466 号）

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を隣県の地方裁判所に提起され、明日午前 10 時の第 1 回口頭弁論期日に呼び出されているが仕事で出廷できないという父上に対し、弁護士を訴訟代理人として選任し、同期日に出廷させるよう助言したあなたは、以下の質問を受けた。「弁護士に依頼するって、一体いくらかかるんだよ？その金は、国かなんかが出してくれるのか？そうじゃないとして、俺がこの訴訟で勝ったら、原告から取り返せるのか？」

最初に弁護士費用について、民事訴訟法上どのような位置づけが与えられているかを確認した上で、それぞれの質問に対して、民事訴訟法以外の規律にも言及して回答しなさい。

民事訴訟法 5 (法教 467 号)

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を隣県の地方裁判所に提起された父上に対し、訴え提起自体が不法行為に該当し、その応訴のために弁護士に委任した場合、原告にその弁護士費用を償還請求できるかもしれないことを伝えたあなたは、以下の依頼を受けた。

「原告を俺は知らないくらいだから、訴訟はでたらめで、不法行為に決まってるじゃないか。じゃあ、俺が弁護士を雇って応訴とやらをするから、その費用をお前が立て替えてくれよ。いずれ返ってくるんだから、いいだろう？」

原告の当該訴訟提起が不法行為に該当すると言えるために、どのような事実が必要かを明らかにした上で、父上の立替払いの依頼を受けるべきか否か判断しなさい。必要があれば、裁判を受ける権利、ないし訴えを提起する権利がどのような性質をもつかについても検討しなさい。訴状中に請求原因事実の記載はあるものの、それらの事実はいずれも存しないものと仮定しなさい。

民事訴訟法 6 (法教 468 号)

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を隣の A 地方裁判所に提起され、明日午前 10 時の第 1 回口頭弁論期日に呼び出されている父上から、あなたは次の相談を受けた。「うちから徒歩 5 分のところに B 地裁があるのに、なんで電車で 2 時間かけて A 地裁まで行かなきゃならないんだ？ B 地裁で済ませるわけにはいかんのか？」

原告の住所地を管轄する裁判所が A 地裁であり、父上の住所地を管轄する裁判所が B 地裁であることを前提として、(1) B 地裁が管轄裁判所であること、(2) A 地裁も管轄裁判所と考えられることを説明した上で、(3) 明日の口頭弁論期日に出頭するとすれば A 地裁に行かざるを得ないこと、(4) 以後の父上の訴訟追行を B 地裁で行うために必要な申立てと認められる見通しの有無をそれぞれ明らかにしなさい。

民事訴訟法 7（法教 469 号）

金 300 万円の貸金返還請求訴訟（以下、「本件前訴」）を原告が住む隣県の A 地方裁判所に提起され、明日午前 10 時の第 1 回口頭弁論期日に呼び出されている父上から、あなたは以下の相談を受けた。

「実は、原告から貸した金 300 万円を返せっていう訴状が、今日になってもう 1 通届いたんだ。今度は家から 4 時間はかかる C 地裁に来月呼び出されている。明日の A 地裁の事件と同じみたいだから、C 地裁の事件の方は放っておいていいか？」

C 地裁に法定管轄は生じないこと、および、C 地裁に提起された訴え（以下、「本件後訴」）の訴状中に記された請求の原因および趣旨は本件前訴と全く同じであることを前提として、本件後訴への応訴および応訴準備行為を一切せずに本件前訴への応訴にのみ父上が注力した場合に生じる訴訟上の不利益について検討しなさい。何がしかの不利益が生ずるということであれば、その回避策も検討しなさい。

民事訴訟法 8 (法教 470 号)

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を提起され、昨日の第 1 回口頭弁論期日に出頭し、請求原因事実を否認した父上から、あなたは以下の相談を受けた。「昨日、法廷で裁判官を見て、なんか見覚えあるなと思ったんだ。で、昨晚、中学校の卒業アルバムを見て、同級生の K だったことに気が付いた。さんざんいじめた奴だから、あいつは俺に判決で復讐するにきまつてる。K を別の裁判官に代えてもらうことはできないか？」

父上の言い分がすべて事実であるとして、K 裁判官を代えることの可否を検討しなさい。なお、K が裁判官であることも前提としてよい。

民事訴訟法 9 (法教 471 号)

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を提起され、昨日の第 1 回口頭弁論期日に出頭した父上から、あなたは以下の相談を受けた。「昨日裁判所に行って、『原告の言ってることみんな嘘です』と言ってやった。そしたら、やっぱり俺には見覚えのない原告が、『訴えを取り下げます』と言ってきたんだ。裁判官から『同意しますか?』って訊かれたけど、よく分からないからそのまま帰ってきた。どうすればいいんだ? もう放っておいていいか?」

父上の言い分がすべて事実であるとして、現状がどういう状態か説明し、かつ、父上がどうすべきであるか検討しなさい。なお、裁判官は父上の同意が必要であることを前提にしているようであるが、この妥当性についても併せて検討しなさい。

民事訴訟法 10 (法教 472 号)

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を提起され、昨日の第 1 回口頭弁論期日に出頭した父上から、あなたは以下の相談を受けた。

「昨日裁判所に行って、『原告の言ってることみんな嘘です』と言ってやったら、期日が終わった後、裁判官から和解を検討してほしいって言われたんだ。(1)原告と俺との間にいっさいの権利義務関係が存在しないこと、(2)原告は俺に今後一切訴えを提起しないこと、それぞれを確認するっていうんだ。それができれば御の字だけど、そんなこと原告が同意したとして可能なのか？」

訴訟上の和解の意義と性質を確認した上で、(1)(2)を内容とする訴訟上の和解が可能か、それぞれ検討しなさい。

民事訴訟法 11 (法教 473 号)

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を提起され、昨日の第 1 回口頭弁論期日に出頭した父上から、あなたは以下の相談を受けた。

「昨日の期日で、『原告が俺に金を貸し付けたっていう日、俺は墓参りで田舎に帰省していて、会えるはずがなかった。そのことは日記をつけているから確かだ。』って言ったら、原告にその日記について文書提出命令とかいうのを申し立てられた。日記なんて誰にも見せたくないんだけど、日記を見せる必要なんてあるのか？」

当該日記が冊子体のものとして実際に存在し、かつ、特定可能であることを前提として、その文書提出義務の存否、および、存在する場合にはその範囲を明らかにし、かつ発言の撤回によって提出義務を免れうるか検討しなさい。

民事訴訟法 12 (法教 474 号)

金 300 万円の貸金返還請求訴訟を提起され、昨日の第 1 回口頭弁論期日に出頭した父上が急死した。ついさっきまで父上から様々な相談を受けていたあなたは、この訴訟をどうすべきか。あなたが父上の相続人であるとして、検討しなさい。



刑法

慶應義塾大学教授

亀井源太郎

KAMEI Gentaro

刑法 1 (法教 463 号)

以下の事例を読み、X・Y について詐欺罪が成立するか論じなさい。

1 甲県内の乙ゴルフクラブ(以下、「乙クラブ」)では、一般客とのトラブルを防止しゴルフクラブとしての信用・格付けを低下させないため暴力団関係者の入会を認めておらず、入会の際に暴力団関係者との交友関係の有無を尋ねるアンケートへの回答を求めるとともに、暴力団関係者を同伴・紹介することはない旨の誓約書を提出させていた。ゴルフ場利用約款でも、暴力団関係者の入場及び施設利用を禁止していた。Xは、乙クラブの入会審査を申請した際、上記アンケートに対し「ない」と回答した上、上記誓約書を提出し、同クラブの会員となった。

2 暴力団関係者 Y は、施設利用を拒絶される可能性があると認識していたが、X から誘われ、その同伴者として、乙クラブを訪れた。

乙クラブでは、利用客は、フロントにおいて、「ご署名簿」に自署して施設利用を申し込むこととされていた。しかし、X・Y は、相談の上、Y が暴力団関係者であると発覚しないよう、施設利用の申込みに際し X のみがフロントに赴くこととした。フロントにおいて X は「ご署名簿」に自分の氏名を記入した上で、Y の氏名(本来は氏名とも漢字である)を全てひらがなで記入した書面を同クラブ従業員 A に渡し「ご署名簿」への代署を依頼するという方法で施設利用を申し込み、会員の同伴者である以上暴力団関係者ではないと信じた A をして施設利用を許諾させた。

X は、申込みの際、A から同伴者に暴力団関係者がいないか改めて確認されたことはなく、自ら同伴者に暴力団関係者はいない旨虚偽の申出をしたこともなかった。X が施設利用申込みをする間、Y はフロントに赴かず、その後、フロントに立ち寄ることなくプレーを開始した。Y の施設利用料金等は、X が精算した。

3 乙クラブにおいては、ゴルフ場利用約款で暴力団関係者の入場及び施設利用を禁止する旨規定し、入会審査に当たり暴力団関係者を同伴、紹介しない旨誓約させるなどの方策を講じていたほか、甲県防犯協議会事務局から提供される他の加盟ゴルフ場による暴力団排除情報をデータベース化した上、予約時または受付時に利用客の氏名がそのデータベースに登録されていないか確認するなどして暴力団関係者の利用を未然に防いでいたところ、本件においても、Y が暴力団関係者であることが分かれば、その施設利用に応じることはなかった。

刑法 2 (法教 464 号)

以下の設問を読み、X・Y の罪責を論じなさい (特別法違反の点は除く)。

1 X・Y 両名は、ワイン・コレクターである A の住居に侵入してワインを窃取しようとして共謀の上、某日午後 3 時ころ、A 方に Y が運転する自動車で乗り付け、A 方に誰もいないことを確認した上で、施錠されていない玄関扉を開け侵入し、同人所有のワイン 10 本を、前記自動車に積み込んだ。

なお、同人らは、上記共謀に際し、A 方に誰かがいた場合には A 方への侵入を中止すること、誰かに見つかった場合には脅したり暴力を振るったりせず逃げることを申し合わせていた。

2 無類の酒好きである X は、Y に対し、自分はさらにワインを物色するので、前記自動車に積み込んだワインを Y 宅へ運んでおいて欲しい旨を告げた。そこで、Y は前記自動車を運転して同日午後 3 時 10 分ころ A 方を離れ、約 1km 離れた場所にある自宅へ持ち帰った。

3 X は、A 方でさらにワインを物色していたが、同日午後 3 時 20 分ころ、A が帰ってきた気配がしたため、A 方内に隠れて A が再び出かけるのを待とうと考え、ワインを片手に A 方の屋根裏部屋に忍び込んだ。

A は、屋根裏部屋を物置として使っており、この部屋に頻繁に上がることはなかった。

4 自宅にワインを運び込んだ Y は、X のみがおいしい思いをすると考えるといてもたってもいられなくなり、自らも A 方に戻ってさらにワインを盗むこととした。

Y は、A 方で誰かに見つかったら脅して逃げようとして決意し、登山ナイフ (刃体約 14.5cm) を用意してこれを携え、前記自動車から A 方へ引き返した。

Y は、同日午後 3 時 30 分ころ、A 方に侵入しようとして同人方の玄関扉を開けたが、A が帰宅していることに気が付き、扉を閉めて門扉外に出た。この様子を A が発見し、Y を捕まえようとした。Y は、逮捕を免れようとして前記ナイフを取り出し、A に刃先を示し、左右に振って近付き、A がひるんで後退したすきに逃走した。

5 A が警察に通報したため、同日午後 6 時ころ、警察官 P・Q が A 方に到着した。

午後 6 時 10 分ころ、P・Q が A 方の被害状況を確認していると屋根裏部屋から物音がしたため、P が屋根裏部屋に上がったところ、X は、P に対し、逮捕を免れようとして、その顔面等をワインボトルで殴打し、P に加

療約 3 週間を要する傷害を負わせた。

刑法 3（法教 465 号）

以下の事例を読み、X の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

1 X は、交通違反等の取締りに当たる捜査車両の車種やナンバーを把握するため、某警察署東側塀（以下「本件塀」という）の上によじ上り、塀の上部に立って、同警察署の中庭を見た。

この際、X は、塀によじ上って中庭を覗き込み捜査車両の車種等を把握するつもりであったに過ぎず、塀を乗り越えて警察署の敷地内に入る意図は有していなかった。

2 同警察署は、敷地の南西側に L 字型の庁舎建物（以下「本件庁舎建物」という）が、敷地の東側と北側に塀が設置され、それらの塀と本件庁舎建物により囲まれた中庭は、関係車両の出入りなどに利用され、車庫等が設置されている。同警察署への出入口は複数あるが、南側の庁舎正面出入口以外は施錠などにより外部からの立入りが制限されており、正面出入口からの入庁者についても、執務時間中職員が受付業務に従事しているほか、入庁者の動静を注視する態勢が執られ、本件庁舎建物から中庭への出入りを制限する掲示がある。

3 本件塀は、高さ約 2.4m、幅約 22cm のコンクリート製で、本件庁舎建物及び中庭への外部からの交通を制限し、みだりに立入りすることを禁止するために設置されており、塀の外側から内部をのぞき見ることもできない構造となっている。

刑法 4 (法教 466 号)

以下の事例を読み、X の罪責を論じなさい (特別法違反の点は除く)。

1 X は、A が勤務する会社から絵画を購入した際、その従業員であった A の接客態度に疑問と怒りを抱くようになった。そこで、X は、A に対して暴行を加えて同人に仕返しをしようと考え、某日午前 0 時頃、A 宅前で同人を待ち伏せしていた。

A 宅は、リビング・ルームと寝室の 2 部屋で構成されていた。

2 X は、同日午前 0 時 10 分頃、自宅に帰宅した A を同人宅の寝室に押し込み、さらに這って逃げようとする A を捕まえ、顔面を数回殴打した。その後、X は、A の両手首を紐で後ろ手に縛って、身動きが困難な状態にした。

3 X は未だ気が済まず、A 所有のパーソナル・コンピュータ (以下、「PC」) を持ち帰り、そこに保存されたデータからさらなる嫌がらせの材料を探そうと考えた。

そこで、X は、同日午前 0 時 30 分頃、リビング・ルームに置いてあった A 所有の PC を所携のバッグの中に入れた。

4 同日午前 0 時 40 分頃、X は、A 宅から逃走することとした。X は、後ろ手に縛った紐を緩めるなどしたが、逃走の時間を確保するために、A の両足をさらに縛った。逃走する際に、X は、A が高価な腕時計をはめていることに気付き、これを同人の腕から外して所携のバッグの中に入れた。

A は、X が逃走した後、自ら両手首の紐を外すなどし、自由になった。

5 A は、X から殴打された際、意識を失うことはなかった。また、A は、PC を奪われたことは気付いていなかったが、腕時計を奪われたことは気付いていた。

X は、暴行の最中も、逃走する際も、A の意識があることを確認していた。

6 X は、A 宅から持ち去った PC を自宅で使用した。また、同人宅から持ち去った腕時計は、友人に売却した。

刑法 5 (法教 467 号)

以下の事例を読み、X の罪責を論じなさい (特別法違反の点は除く)。

1 X は、新興宗教団体の教祖であり、手の平で患者の患部をたたいてエネルギーを患者に通すことにより自己治癒力を高めるという独自の治療を施す特別の能力を持つなどとして信奉者を集めていた。

2 X の信奉者である A は、脳内出血で倒れて兵庫県内の病院に入院し、意識障害のため痰の除去や水分の点滴等を要する状態にあり、生命に危険はないものの、数週間の治療を要し、回復後も後遺症が見込まれた。A の息子 B は、やはり X の信奉者であったが、後遺症を残さずに回復できることを期待して、A に対する治療を X に依頼した。

X は、脳内出血の患者に治療を施したことがなかったため、B による依頼に対しあいまいな対応をし、明確な返事をするのを避けた。

3 B は、X からの明確な返事はなかったものの、このままでは A に重篤な後遺症が残ってしまうことを恐れた。そこで B は、A を退院させることはしばらく無理であるとする主治医の警告を知りながら、なお点滴等の医療措置が必要な状態にある A を入院中の病院から運び出し、その生命に具体的な危険を生じさせた。

B は、A を、X が宿泊しているホテルの客室まで運び込んだ。

4 X は、運び込まれた A の容態を見て、そのままでは死亡する危険があることを認識したが、事ここに及んで B の依頼を断れば教祖としての自らの沽券にかかわると考え、A の治療を引き受けた。

5 X は、A の治療を引き受けたものの、実際には同人に治療を行うことはなかった。X は、その様子を B や同宿していた側近らに見られないよう、B や側近らに命じて同人らを退室させた。さらに、ドアノブに「Do Not Disturb Please」と書かれた札を吊り下げ、同室にホテル従業員らが立ち入らないようにした。

6 X は、A が死亡するかも知れないがやむを得ないと考え、痰の除去や水分の点滴等 A の生命維持のために必要な医療措置を受けさせないまま A を約 1 日の間放置し、痰による気道閉塞に基づく窒息により A を死亡させた。

刑法 6 (法教 468 号)

以下の事例を読み、X の罪責を論じなさい (特別法違反の点は除く)。

1 1949 年 9 月 19 日にジュネーブで採択された道路交通に関する条約 (以下「ジュネーブ条約」という) は、締約国もしくはその下部機構の権限ある当局またはその当局が正当に権限を与えた団体でなければ、同条約に基づいて国際運転免許証を発給することができない旨規定した上、国際運転免許証の形状、記載内容等の様式を詳細に規定している。日本国はジュネーブ条約の締約国であり、同条約に基づいて発給された国際運転免許証は、日本国において効力を有する。

2 X は、某国に存在する国際旅行連盟という民間団体から委託を受けて、国際運転免許証に類似した文書 1 通 (以下「本件文書」という) を作成した。X は、本件文書と同様の国際運転免許証様の文書を顧客に販売することを業としており、本件文書も、顧客である A の依頼に基づき、A へ交付する目的で作成されたものであった。

3 本件文書は、その表紙に英語と仏語で「国際自動車交通」、 「国際運転免許証」、 「1949 年 9 月 19 日国際道路交通に関する条約 (国際連合)」等と印字されているなど、ジュネーブ条約に基づく正規の国際運転免許証にその形状、記載内容等が酷似している。また、本件文書の表紙に英語で「国際旅行連盟」と刻された印章様のものが印字されている。

4 国際旅行連盟なる団体がジュネーブ条約に基づきその締約国等から国際運転免許証の発給権限を与えられた事実はなく、X もこのことを認識していた。

刑法 7 (法教 469 号)

以下の事例を読み、X の罪責を論じなさい (特別法違反の点は除く)。

1 X は、ホストクラブにおいてホストをしていたが、客であった A が遊興費を支払うことができなかったことから、A に対し、激しい暴行、脅迫を加えて強い恐怖心を抱かせ、平成 29 年 1 月ころから、風俗店で働くことを強いて、これを分割で支払わせるようになった。

2 X は、A に生命保険を掛けた上で自殺させ、A の死亡が事故に起因するものと見せかけて保険金を取得しようとして企て、自己を受取人とする生命保険に A を加入させた。X は、自己の言いなりになっていた A に対し、平成 31 年 1 月 9 日午前 0 時すぎころ、まとまった金が必要なので死んで保険金をよこせと迫り、A に車を運転させ、同日午前 3 時ころ、本件犯行現場の漁港まで行かせたが、付近に人気があったため、当日は A を海に飛び込ませることを断念した。

3 X は、翌 10 日午前 1 時すぎころ、A に対し、事故を装って車ごと海に飛び込むという自殺の方法を具体的に指示し、同日午前 1 時 30 分ころ、本件漁港において、A に、車ごと海に飛び込むように命じた。A が飛び込むことを渋ったため、X は、A の顔面を平手で殴り、その腕を手拳で殴打するなどの暴行を加え、海に飛び込むように迫った。A が「明日やるから」などと言って哀願したため、X は、「絶対やれよ。やらなかったらおれがやってやる」などと申し向けた上、翌日に実行を持ち越した。

A は、X の命令に応じて自殺する気持ちはなく、車ごと海に飛び込んだ上で死亡を装って X から身を隠そうと考えた。

4 翌 11 日午前 2 時すぎころ、X は、A を車に乗せて本件漁港に至り、運転席に乗車させた A に対し、車ごと海に飛び込むよう命じた。X は、その場にいと、前日のように A から哀願される可能性があると考え、現場を離れた。

A は、普通乗用自動車を運転して、本件漁港の岸壁上から海中に同車もろとも転落したが、車が水没する前に運転席ドアの窓から脱出し、港内に停泊中の漁船にはい上がるなどして死亡を免れた。

5 本件現場の海は、当時、岸壁の上端から海面まで約 1.9m、水深約 3.7m、水温約 11 度という状況にあり、車ごと飛び込めば飛び込んだ際の衝撃で負傷するなどして車からの脱出に失敗する危険性は高く、また脱出に成功したとしても、冷水に触れて心臓まひを起こし、あるいは心臓や脳の機能障害、運動機能の低下を来して死亡する危険性は極めて高かった。

刑法 8 (法教 470 号)

以下の事例を読み、X・Y の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

1 甲県職員 X は、同県地方公務員労働組合に所属していたが、同県「職員の退職手当に関する条例」の改正に反対し、同県との交渉に当たっていた。交渉は難航し、某年 6 月 28 日、県は交渉が妥結しないまま改正案を県議会に提案した。改正案は、同県議会総務文教委員会（以下、「総文委」）に付託された。総文委では改正案につき審議が進められ、同年 7 月 4 日には、翌 5 日の採決を待つばかりの状態となった。

2 X は、同月 5 日午前中、県議会議長に対し、知事との交渉を仲介するよう依頼した。同議長も知事に対し X と面会するよう斡旋したが、知事がこれを拒否したため、議長は X に対しその旨を伝えた。

X は、乙党所属議員 A が知事との面会を妨害したと考え、A に抗議をするとともに総文委の開催を妨げようとし、同日午後 4 時 20 分ころ、共謀の上、総文委の開催が予定されていた委員会室に警備員の制止を無視して約 200 名の組合員とともに侵入し、同室所在の A に対し「知事交渉が拒絶されたのはお前のせいだ」と大声で罵声を浴びせ、委員席に置いてあったプラスチック製の名札で机を叩き同日午後 5 時 15 分ころまで同室を占拠し、総文委における採決等を一時不能にした。

3 Y は、X と無関係の者であるが、SNS を通じ、X らが事例中 2 記載の事実について捜査の対象とされていることを知り、これを不当な捜査だと考え妨げようとして、同年 7 月 26 日深夜、インターネット掲示板に、同日から 1 週間以内に甲県所在の丙駅において無差別殺人を実行する旨の虚構の殺人事件の実行を予告した。

この結果、同掲示板を閲覧した者からの通報を介して、同県警察本部の担当者らをして、同県丙警察署職員 P らに対し、その旨伝達させ、同月 27 日午前 7 時ころから同月 28 日午後 7 時ころまでの間、同伝達を受理した同署職員 P ら 8 名をして、丙駅構内およびその周辺等への出動、警戒等の業務に従事させ、その間、同人らをして、Y の予告さえ存在しなければ遂行されたはずの警ら、立番業務その他の業務の遂行を困難ならしめた。

刑法 9 (法教 471 号)

以下の事例を読み、X の罪責を論じなさい (特別法違反の点は除く)。

1 大型スーパーマーケット甲に買い物に来た A は、6 階エスカレーター脇の通路に置かれたベンチでアイスクリームを食べたが、同日午後 3 時 50 分ころ、その場を立ち去る際に財布を上記ベンチの上に置き忘れて立ち去った。

2 A は、6 階からエスカレーターで地下 1 階の食料品売場に行き (6 階から地下 1 階までのエスカレーターによる所要時間は約 2 分 20 秒である)、買物をするため、財布を取り出そうとして、これがないことに気づき、すぐに上記ベンチに置き忘れてきたことを思い出し、直ちに上記ベンチまで引き返したが、財布は見当たらなかった。

3 X は暇つぶしのために甲に立ち入ったが、生活に困っていたため、置き引きをして生活費を捻出しようと考えた。X は、同日午後 4 時前ころ、上記ベンチの上に、A が置き忘れた財布があるのを目にとめ、付近に人が居なかったことから、これを持ち去ろうと考え上記ベンチに近づいたところ、斜め前方に数 m 離れた先の別のベンチに居た B が財布を注視しているのに気付いた。そこで、X は、同日午後 4 時ころ、B に「警備員室に届けてやる」と偽りを述べ、財布を持ってその場を離れた。

4 その後、X は、3 階のトイレで財布の中身を確認して財布はその場に捨て、中にあった現金 3 万円あまりを抜き取って、その足でパチンコ店に行ったものの、この 3 万円あまりをあっという間に費消してしまった。

そこで X は、同店内で万引きをしたうえで自首して刑務所に入ろうと考え、隣席の C が足もとに置いたバッグを同人がパチンコに夢中になっている隙に持ち出し、その足で交番に直行した。

刑法 10（法教 472 号）

以下の事例を読み、X の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

1 X は、甲県警察乙警察署地域課に勤務して、警部補として犯罪の捜査等に関わり、告発を受理し、告発人に助言、指導を与えるなどの職務に従事していた。

2 Y は、丙社の代表取締役をしていたが、同社が競落手続を進めていた土地をめぐり、Z らがその競売を妨害したとして Z らを公正証書原本不実記載・同行使罪で、甲県警察丁警察署長に告発状を提出していた。

Y は、その後、同署に上記告発事件の捜査を早く進めるよう何度も催促していたが、進展せず、焦燥感を募らせていたところ、かねてよりの知人である X に依頼して捜査の進展状況を聞き出す等しようと考えた。

3 Y は、X との会食の席を設け、その席上、X に対し、「丁署の事件が、なかなか進まないんで困っています。なんとか早くならないですか」と述べた。X はこれに対し、「丁署の事件にとやかく言える立場ではない。そんな権限もないですよ」などと答えたが、「丁署に知り合いもいますので、捜査の進捗具合を聞くことぐらいできると思いますので聞いてあげますよ」と言い、Y から、「よろしくお願いします」と言われるとともに、後日 Y の事務所で上記告発事件の書類を見てほしいと頼まれ、これを了承して別れた。

4 X は、後日、丙社の事務所に赴き、社長室で Y と会い、上記告発事件の関係書類に目を通し、「これは分かりにくい。丁署じゃあ時間がかかるよ。ヤクザがからんでいるのだろう。こういうのは 4 課に持って行った方が早かった。後でよく読んでおきますよ」などと言い、同書類を受け取るとともに、Y が、捜査が進まない原因を知りたがっていたのは分かっていたため、「丁署には知り合いがいるので、どうなっているのか聞いてみますよ。少し動いてみますよ」と答えたところ、Y から、「動くのには金もいるんでしょう」と言われて、封筒入りの現金 100 万円を渡された。X は、上記告発事件について、告発状の検討、助言、捜査情報の提供、捜査関係者への働き掛けなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、これを受領して同所を出た。

〔参照条文〕

警察法 64 条 都道府県警察の警察官は、この法律に特別の定がある場合を除く外、当該都道府県警察の管轄区域内において職権を行うものとする。

刑法 11（法教 473 号）

以下の事例を読み、X の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

1 X と A は旧来より知人であったが、某年 5 月中旬頃から、A は、X が A の悪口を言いふらしていると誤解して、X に対して一方的に恨みを抱くようになった。

2 X は、A から、同年 6 月 2 日午後 4 時 30 分頃、不在中の自宅の玄関扉を消火器で何度もたたかれ、その頃から同月 3 日午前 3 時頃までの間、十数回にわたり電話で、「今から行つたから待って。はじめとつたから」と怒鳴られたり、仲間とともに総出で攻撃を加えられと言われたりするなど、身に覚えのない因縁を付けられ、立腹していた。

3 午前 2 時 15 分頃の通話の時点では、A が X に対し「今から行つたから待って」と怒鳴るなどし、それに対し X が立腹した様子で言い返すなどしており、仲裁的な役割を果たした B が A に落ち着くようよう言って別れた際にも、A は納得していない様子であった。

4 X は、自宅にいたところ、同日午前 4 時 2 分頃、A から、マンションの前に来ているから降りて来るようにと電話で呼び出されて、自宅にあった包丁（刃体の長さ約 13.8cm）にタオルを巻き、それをズボンの腰部右後ろに差し挟んで、自宅マンション前の路上に赴いた。

5 X を見つけた A がハンマーを持って X の方に勢いよく駆け寄っていくと、X は、それに驚いて立ち止まったり、たじろいだり、A から遠くに離れようとする様子は全くなく、そのまま平然と歩いて A に近づいた。

A は、ハンマーで X の腰部めがけて殴りかかった。X は、A からの 1 回目の攻撃に左腕を出して対応すると、その時点で右手を包丁を差していた右腰付近に回し、2 回目の攻撃に腰を引いて対応すると、右腰付近から包丁を取り出し、A が 3 回目の攻撃態勢に入った時点では、包丁を持った右手を引いて A を攻撃できる態勢を取り、瞬時に A の懐に踏み込んで、殺意をもって A の左側胸部を包丁で 1 回強く突き刺した。

A は、同日午前 4 時 30 分頃、左胸部・左肺刺創に基づく血液吸引による窒息により死亡した。

刑法 12（法教 474 号）

以下の事例を読み、X の罪責を論じなさい（特別法違反の点は除く）。

1 X は、甲国の現政権に対し批判的な組織の構成員である。

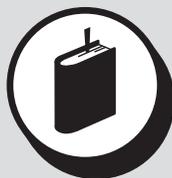
甲国と日本との間には民間の交流はあるものの、国交は断絶されている。このため、日本には同国の大使館や領事館は置かれていないが、貿易、経済、技術、文化などの交流のための実務機関として、同国の駐日代表機関が日本国内に置かれている。

2 X は、某年 9 月 30 日午前 2 時過ぎ頃から同 3 時頃までの間に、甲国駐日代表機関の入った建物（鉄筋コンクリート造り、6 階建。以下、「駐日代表機関」あるいは「同機関」）前において、同機関 1 階正面出入口鉄製扉（建物の一部を構成し、取り外せないもの）の中央に、白色ペンキを使用して「甲国政府打倒」「甲国大統領は退陣せよ」と大書し、同機関の威容と美観とを著しく損なわせ、容易に原状に復し得ない程度にこれを汚損した。

3 X は、さらに、これに引き続き、同機関代表である A が看守する同機関 1 階正面出入口上部のポーチに立ち入り、甲国に対し侮辱を加える目的で、同国駐日代表機関 1 階正面出入口上部の壁面に掲げられていた甲国の国旗の上に、「甲国政府打倒」「甲国人民を解放しよう」と書かれたベニヤ板を貼り付け、甲国の国旗を外部から全く見えないように遮蔽した。

4 X は、同年 10 月 24 日、甲国出身の A が自宅前に設置したポールに私的に掲揚していた甲国および乙国（同国は日本と国交がある）の国旗を見つかるや、「乙国は甲国の後ろ盾であったか」と思いこみ、両国に侮辱を加える目的で、これらの旗をポールから引き下ろし引き裂いた。

5 甲国および乙国は、それぞれ、同年 12 月 10 日、X を訴追するよう請求した。



刑事訴訟法

大阪大学教授

松田岳士

MATSUDA Takeshi

刑事訴訟法 1 (法教 463 号)

α 警察銃器対策課に配属された警察官 K は、外国人船員相手に中古車販売業を営み、捜査協力者として用いていた A に、「誰でも何でもいいからけん銃を持ってこさせろ。」と指示していた。これを受けて、A は、初めて中古車販売店を訪れた X に対し、外国人船員であることを確認した上で、「けん銃があれば、中古車と交換しますよ。」などと持ちかけた。後日、X は、同店を訪れ、A にけん銃の写真を見せ、「現物は港に停泊中の船の中にあるので、中古車と交換してほしい。」と告げた。A は、「これなら、1 万ドル相当の中古車と交換できる。」と答え、X に交換希望の中古車を選ばせた。A は、X が店を去った後、電話で、X が日本にけん銃を持ち込んでいるとの情報を K に伝えた。これを受けて、銃器対策課では、A を使って X が船外へけん銃等を持ち出すように仕向け、現行犯逮捕するという方針が決定され、K を通じ、A に対し、翌朝、X に港の指定の場所までけん銃を持ってこさせるよう指示すると同時に、X を現行犯逮捕する手はずを整えた。翌朝、A は、中古車販売店を訪れた X に対し、「港まで車で送るので、けん銃を持ち出してほしい。」と申し出ると、X はこれを了承した。港に到着後、X は、船からけん銃を持ち出し、車の中で待機していた A に手渡そうと着衣から取り出したところを、待機していた警察官らに取り囲まれ、現行犯逮捕された。

その後、検察官は、本件けん銃を所持したとして X をけん銃所持罪（銃刀所持 31 条の 3）により起訴したが、その際には、K には銃器犯罪摘発ノルマ達成の圧力がかかっていたこと、そして、X は、最初に日本を訪れる前から、港の近くの中古車販売店ではけん銃と中古車を交換してくれるところがあるとの情報を得て、本件けん銃をマフィア関係者から入手していたことが新たに判明していた（なお、これらの事実は公判においても証明されるものとする）。

本件捜査および公訴の適法性について論じなさい。

刑事訴訟法 2 (法教 464 号)

(1) β 警察警ら課においては、管轄区域内の路上で、男性の 2 人組が夜間に自動車で歩行者の背後から接近し、運転席または助手席の窓から腕を出してバッグ等の所持品を奪うというひったくり事件が 2 週間で 11 件と多発していたことから、その予防のため、そのうちの過半数の事件の発生が集中していた地区内にある幹線道路上において、10 日間にわたり、午後 9 時から午前 3 時まで、赤色灯をまわし、警笛を吹鳴するという方法により自動車検問を実施した（その際、走行車線上に障害物を置く等の方法は用いられなかった）。

(2) 検問実施期間中の某日午前 1 時ころ、X が運転し、助手席に Y が同乗する自動車が検問所を通りかかった。同検問に従事していた巡査 K は、夜間であったこともあり、運転席と助手席に男性が座っていたことはわかったものの、X や Y の様子をはっきりと確認することはできず、また、X が運転する自動車の外観や走行の態様について特段変わったところは認められなかったが、道路端から同車に対して赤色灯をまわして停車の合図をした。X が合図に応じて自動車を道路左端に停車させたため、K は、運転席の横に行き、窓越しに免許証の提示を求めるとともに、「どこから来られましたか。」と尋ねたところ、X は、運転席の窓を開け、免許証を提示し、「〇〇の方から。」と答えた。

(3) その際、K は、車内から酒臭を感じたため、うつむき加減で目を閉じて助手席に座っていた Y に対し、「酔っておられるのですか。」と聞いたところ、「いいえ。」との返答があった。そこで、K は、X に対し、「お酒を飲んではおられませんよね。」と尋ねたが、しばらく返事がなかったため、「念のため飲酒の検査をさせてもらえませんか。」といったところ、X がセレクトレバーに手を置き、自動車を発進させるそぶりを見せたため、運転席の窓から腕を差し入れ、エンジンキーを回してスイッチを切った。

(2)における K の行為の適法性について論じなさい。

刑事訴訟法 3 (法教 465 号)

(1) γ市議会議員選挙告示日前日の午前9時半頃、巡査Kら2名は、選挙違反取締のため車両に乗って〇〇団地B棟前の道路を通りかかった際、Xが同棟の集合郵便受にビラ様のものを投函しているのを現認した。Kらは、Xの投函行為が事前運動や法定外文書の配布等の何らかの公職選挙法違反に当たるのではないかとの不審を抱き、Xがその場を離れるのを見届けた後、郵便受に入れられたビラを外部から見て、「A」、野党の「△△党」の文字が記載され、市議選に△△党から立候補を予定していたAと思われる写真が掲載されていることを確認した。3日後の朝、Kらは、Xを自宅から尾行し、職場と思われる建物から同人が国家公務員ではないかとの疑いを抱き、そのことが職員名簿から確認されたため、選挙違反取締本部に問い合わせたところ、ビラは違法文書には該当しないが、Xが国家公務員であれば、国家公務員法102条1項が定める政治的行為の制限に抵触する可能性があるとの回答を得た（なお、同法110条1項19号は、同制限に違反した者は、3年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する旨定める）。その後、同事件について捜査が開始されたが、現認状況、ビラの回収を含めた採証状況等を勘案して立件は見送られた。

(2) それから約半年後、衆議院議員総選挙が公示・施行される状況となり、Xが再び同様のビラを配布することが予想されたことから、Kらは、徒歩と車両による追跡に分かれ、衆議院解散翌日から30日間にわたり、Xの尾行・張り込みを行った。すなわち、Kらは、平日は2名でXの出勤状況と退庁後の立寄り先等を確認し、土日祝日は6名でXが朝自宅を出るところから尾行等を開始し、帰宅するまで立寄り先や接触した人物等を確認した。また、Kらは、最初の1週間で、Xがビラを△△党事務所で受け取り、配布後、残部を返還していることを確認したため、ビデオカメラにより、Xがビラを配布している状況および△△党事務所に入出入りする状況を撮影した。

(2)におけるKらによるXの尾行・張り込みおよびビデオ撮影の捜査法上の適法性について論じなさい（なお、国家公務員法違反の罪の成立に関する憲法または刑法上の問題に触れる必要はない）。

刑事訴訟法 4 (法教 466 号)

(1) δ 警察署の警察官 K らは、δ 簡易裁判所裁判官から、X を被疑者とす、特定の競馬の競争に関し、いわゆる「のみ行為(勝馬投票類似行為)」に馬券代相当金額 1 万円分を提供し、相手方として参加した旨の競馬法違反(同法 33 条 2 号は、「のみ行為」参加者は 100 万円以下の罰金に処する旨定める)被疑事件について、搜索すべき場所を「δ 市〇〇町△△マンション X 方居室」、差し押さえるべき物を「本件に関連するメモ、ノート類、通信文、預金通帳、印鑑、新聞等」とする令状を得、これに基づき X 方居室の搜索を行った。

搜索に際し、K は、居室内の居間に置かれたソファに座っている男性に氏名を確認したところ、X であることを認めた。K は、ソファの中を確認するため X を立ちあがらせたところ、ズボンの後ろポケットが不自然に膨らんでいることに気がついたため、内容物を取り出して見せるよう要求したが、X がこれに応じる気配がなかったため、「それなら仕方がない、取り出すぞ。」と告げたいうえで同ポケットから普通預金通帳 2 冊と印鑑 1 本を取り出した。預金通帳 2 冊の内容を確認したところ、「取引内容」の欄に「A」および「B」の記載があったことから、K はこれらを差し押さえた。

(2) 後日、X は、取引先会社の担当者 A と共謀し、自社に架空の仕入代金を請求させ、その一部を自己の個人口座に振り込ませることにより、自らが経理担当者として勤務する建設会社から合計 800 万円あまりを着服したという業務上横領罪により逮捕され、起訴された。同被告事件の公判手続において、検察官が、(1)の預金通帳 2 冊と印鑑 1 本の取調べを請求したのに対し、X の弁護人は、次の(a)および(b)の事実を挙げて、本件搜索および差押えの手続には重大な違法があり、これらの証拠物の証拠能力は否定されるべきであると主張した。

(a) (1)の搜索が行われた日の約 1 月半前に、B が、約 30 名を相手方として競馬の「のみ行為」を行っていたとして逮捕され、X も同行為に相手方として参加していたことが遅くとも搜索の 1 月前頃までに警察当局に判明していたが、搜索が行われるまで X の取調べはなされておらず、その後、同事件については起訴もされていない。また、X 以外の上記「のみ行為」の参加者については、家宅搜索も取調べも行われていない。

(b) (1)の搜索が行われた日の約 1 月前に、δ 警察署に対し、X が勤務する会社において仕入れ代金の一部を着服している旨の匿名の通報があり、K らは、X の生活状況、借金、預金等について捜査を進めていた。

(1)の搜索・差押えの適法性について、X の弁護人の主張も考慮に入れて論じなさい。

刑事訴訟法 5 (法教 467 号)

平成 30 年 6 月 7 日、 α 警察署において X が任意に提出した尿中から覚せい剤成分が検出された。しかし、警察および検察における取調べにおいて、X は、「覚せい剤など使ったことはない。何かの間違いいではないか。」などといって覚せい剤使用の事実を否認した。また、その後の捜査によっても、同事実に関して、他に物証や目撃供述等の証拠は得られなかった。

そこで、検察官は、「被告人は、法定の除外事由がないのに、平成 30 年 5 月 30 日ころから同年 6 月 7 日までの間に、大阪府内及びその周辺において、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパン又はその塩類若干量を、自己の身体に摂取し、もって覚せい剤を使用したものである。」との公訴事実、および「覚せい剤取締法違反 同法第 41 条の 3 第 1 項第 1 号、第 19 条」との罪名・罰条により、X を起訴した。

これに対し、X の弁護人から、本件公訴事実の記載は、犯行日時・場所に相当の幅があり、また、使用量は若干量、使用方法も自己の身体に摂取するという抽象的なものであるため、特定性に欠けるものといわざるを得ず、公訴は違法・無効であり、棄却されるべきであるとの申立があったため、裁判長は、この点につき検察官に釈明を求めた。これに対し、検察官が次のように釈明した場合における本件公訴事実＝訴因の特定性について論じなさい。

(1) 公訴事実記載の期間・場所における数回にわたる使用行為を起訴した趣旨である。

(2) 公訴事実記載の期間・場所における最終の使用行為を起訴した趣旨である。

刑事訴訟法 6 (法教 468 号)

7 歳の女兒 V に折檻を加えて傷害を負わせたとして、その母親 X が β 警察署に出頭して自首した事件について、捜査の結果、検察官 P は、「平成 30 年 2 月 15 日午後 5 時 20 分頃、β 市〇〇町××荘 201 号室の X 方において、実子である V に対し、その頭部を手拳で数回殴打して床の上に転倒させる暴行を加え、よって、同児に入院加療 30 日間を要する頭蓋内出血、クモ膜下出血の傷害を負わせた」旨の傷害の訴因（訴因①）により、X を起訴した。ところが、その後の審理の過程において、V に暴行を加えたのは実は当時 X とつきあいのあった男性 Y であり、X は同人をかばうため、自ら V に暴行を加えた旨の虚偽の事実を申告していたことが判明した。そのため、P は、X に対する訴因①について、「Y が罰金以上の刑にあたる傷害の罪を犯した者であることの情を知らながら、平成 30 年 2 月 15 日午後 8 時頃、担当警察官に対して、自ら V に対して暴行を加えた旨の虚偽の事実を申し立てて真犯人たる Y を隠避せしめた」旨の犯人隠避の訴因（訴因②）への変更を請求した。

同時に、P は、（訴因①と同内容の）V に対する傷害の訴因（訴因③）により Y を起訴したが、その審理の過程において、Y は、当時、X から「家には来ないでほしい。間違っても私の留守中に勝手に入ったりしないでほしい。」と告げられていたにもかかわらず、V が以前口ごたえをしたことに対して仕置きをしようと、X の留守を見はからって、X 宅の呼び鈴を執拗に押し続け、V が開きかけたドアの取っ手を無理やり引っ張って室内に押し入ったうえで、V に対し訴因③の暴行・傷害を加えていたことが判明した。そのため、P は、「平成 30 年 2 月 15 日午後 5 時頃、V に暴行を加える目的で、V およびその母親である X の居宅に玄関から押し入り、もって正当な理由なく他人の住居に侵入した」旨の住居侵入の訴因（訴因④）の追加を請求した。

裁判所は、訴因①から訴因②への変更および訴因③への訴因④の追加を許すべきか否かについて論じなさい。

刑事訴訟法 7 (法教 469 号)

Xは、γ 市内のある交差点を大型貨物自動車で左折する際、自転車に乗って自転車横断帯上を通行中の V を巻き込んで死亡させる事故を起こした。同自動車には、左折時に運転者から左側方部に広範囲の死角が生じることが判明したことから、捜査は、当初、事故当時、V がこの死角内にいたとの見立てで進められたが、その後、V が死角外にいた可能性もあったことが判明した。検察官 P は、当時 V がこの死角の内外のいずれにいたかによって、X には、①「自車は左側方部に死角を有していたのであるから、微発進と一時停止を繰り返すなどして死角内の自転車横断帯上を横断する自転車等の有無及びその安全を確認しつつ左折進行すべき自動車運転上の注意義務」違反があったのか、それとも、②「交差点左折方向出口には自転車横断帯が設けられていたのであるから、目視及びサイドミラー等を注視するなどして、自転車横断帯上を横断する自転車等の有無及びその安全を確認しつつ左折進行すべき自動車運転上の注意義務」違反があったのかという意味において異なる内容の過失が認められると考えたが、捜査の結果からはそのいずれかを確定することができなかった。

この場合に、P が、X を、「平成 30 年 8 月 20 日午後 5 時 45 分頃、大型貨物自動車を運転し、γ 市○町△丁目×番先の交差点を左折進行するに当たり、【 】があるのにこれを怠り、漫然時速約 8km で左折進行した過失により、折から自転車横断帯上を左方から右方に自転車を運転して進行してきた V に気づかないまま、自車の左側部を同人運転の自転車に衝突させて同人を路上に転倒させて背部重圧を加え、よって、同人にこれによる内臓破裂等の傷害を負わせ、同日午後 7 時頃、γ 市立病院において、前記傷害により同人を死亡させた」旨の過失運転致死罪（自動車運転致死傷 5 条）の公訴事実により起訴したとする。【 】内に次の(1)～(3)の記載がなされた場合に、訴因の明示があるといえるかについて論じなさい。

(1) 自動車運転上必要な注意義務

(2) 自車は左側方部に死角を有しており、自転車横断帯上を横断する自転車等が死角内に存在している可能性もあったのであるから、微発進と一時停止を繰り返しながら目視およびサイドミラー等を注視するなどして、死角の内外における自転車等の有無及びその安全を確認しつつ左折進行すべき自動車運転上の注意義務

(3) ①または②

刑事訴訟法 8 (法教 470 号)

前回の設問の事例において、検察官 P が、X を、「①の注意義務があるのにこれを怠り、漫然時速約 8km で左折進行した過失」により、自転車に乗っていた V を自車に巻き込んで死亡させた旨の過失運転致死罪（自動車運転致死傷 5 条）の公訴事実により起訴したとする。同被告事件の公判審理において、X 側は、事故当時、V が X の死角外にいた可能性がある旨主張したが、裁判長は、V が死角の内外のいずれにいたかが確定できなくても、自転車横断帯上で事故が起こったのであれば、X が本件過失運転致死による刑事責任を免れることはないと考え、証拠調べにおいて V が X の死角外にいた場合に認められる（②の）注意義務の具体的内容を示して証人や被告人に対して尋問・質問を行い、被告人側もこれに対応した。もっとも、P は、V が死角外にいた場合に認められうる過失の具体的内容や X の刑事責任の有無・内容に関して予備的な主張も、また、尋問・質問等もしなかった。

この場合に、裁判所が、同被告事件について、訴因変更の手続を経ることなく、「前回の設問の?と同内容の注意義務があるのにこれを怠り、漫然時速約 8km で左折進行した過失」を認定して、X に有罪を言い渡すことができるかについて論じなさい。

刑事訴訟法 9 (法教 471 号)

Xは、Yと共謀の上、令和元年9月20日、(Yが)殺意をもってVの顔面、頭部等を金槌で数回殴り、頭蓋骨骨折、脳挫傷等による頭蓋内損傷により死亡させて殺害した旨の殺人の公訴事実により起訴された。

同殺人被告事件の第3回公判期日において、事件前日の午後10時半頃、YがX宅を訪れた際に両人の間で交わされた会話をたまたま耳にしたというXの妻Aが証人として公判廷に召喚され、この点について尋問を受けた。尋問において、Aは、事件前夜、XがYに対し、「いよいよ明日、V殺害を決行する。俺がVの気を引きつけておくから後ろから金槌で頭をやってくれ。ぬかりなく頼むぞ。」と告げたのに対し、YはXに「準備は万端だ。確実にやるから任せてくれ。報酬の方もよろしく。」と答えたのが聞こえた旨証言した。

Xの弁護人は、弁論において、Aの上記証言は、要証事実によっては、刑訴法320条1項にいう「公判期日外における他の者の供述を内容とする供述」として証拠能力が認められない場合がある旨主張した。この場合に、裁判所は、同規定に照らして、Aの上記証言を次の(1)および(2)の事実を認定するために用いることができるかについて論じなさい。

- (1) 事件前夜にXとYの間でAの証言通りの内容の謀議が行われたこと
- (2) 事件前夜においてXがAの証言通りの内容のV殺害の意図ないし計画を有していたこと

刑事訴訟法 10（法教 472 号）

Xは、法定の除外事由がないのに、令和元年10月20日午後11時ころ、大阪府α市β町○番地の自宅において、フェニルメチルアミノプロパンを含有する覚せい剤粉末約0.06グラム（耳かき約2杯分）を水に溶かし、自己の右腕部に注射して使用した旨の覚せい剤取締法違反（覚せい剤使用）の公訴事実により起訴された。

同被告事件について、検察官Pは、Xの内縁の妻Aが、検察官による取調べにおいて、Xの上記覚せい剤使用の状況について行った供述を録取した書面およびXがα警察署において任意に提出した尿の鑑定書の取調べを請求した。これに対し、Xの弁護人は、

(1) Aの供述調書の内容には重大な矛盾があることに気がついたが、Aの供述の信用性を争うには、証人尋問においてAから直接供述を引き出すよりも、むしろ、調書の内容を前提にAに尋問してその矛盾点を糺したほうが効果的ではないかと考え、同調書を証拠とすることに同意した上で、Aの証人尋問を請求し、

(2) 尿の鑑定書についても証拠とすることに同意したが、その後、採尿が行われた日に、Xが警察官らによりα警察署までその意に反して同行されていたとの事実が判明したことから、違法収集証拠としてその証拠能力を争う旨申し立てた。

裁判所は、(1)の証人尋問の請求および(2)の違法収集証拠排除の申立について、どのように対処すべきかについて論じなさい。

刑事訴訟法 11（法教 473 号）

X は、A と共謀の上、V を殺害してその死体を遺棄した旨の殺人及び死体遺棄の公訴事実により γ 地方裁判所に起訴された。同裁判所は、（裁判員裁判対象事件である）本件を公判前整理手続に付し、争点および証拠を整理した上で審理計画を立て、10 日間にわたる合計 8 回の公判期日を指定した。

同殺人・死体遺棄被告事件にかかる第 3 回公判期日において、A は、立証趣旨を「殺人及び死体遺棄の共謀の状況、犯行状況等」とする検察官請求の証人として出廷したが、すべての尋問に対して証言を拒否した。その理由は、自分も本件の共犯者として別に起訴されており、係属中の刑事裁判において証言を不利益に使われたくないというものであったが、他方で、A は、（A の）弁護人の方針に従って証言を拒否することにしたものの、自分としては証言してもよいと思っており、弁護人が許せば証言する用意があるとも述べた。そのため、X の弁護人は、第 3 回公判期日終了後、A の弁護人に連絡し、X の公判において、A に不利益にならない範囲で構わないので尋問に応じさせてほしいと依頼したところ、A の弁護人からは前向きに対応するとの返答があったため、その旨裁判所に連絡した。しかし、その後、検察官 P から、A が捜査の過程で検察官の面前で行った供述を録取した（検面）調書（A の署名・押印があるもの）の取調べ請求があったのを受けて、裁判所は、審理計画を見直すことなく、これを刑訴法 321 条 1 項 2 号前段により証拠として採用した。同証拠の採用決定の適法性について論じなさい。

刑事訴訟法 12 (法教 474 号)

A は、 δ 警察署において、警察官 P らにより自己の恐喝事件について取り調べられたが、その際、A が出入りする飲食店で違法な賭博が行われた疑いがあるとして、同事件についての情報提供を求められた。A は、自身もその賭博に関与していたことから、恐喝に加えて同罪の嫌疑が自分に及ぶことを避けたい一方で、警察に協力することで自分の立場を有利にしようと考えて、遊び人仲間で後輩の X らに対し、「俺を助けるとして、俺の言うとおりに警察でしゃべってくれ。警察は有罪になっても罰金で済むといっているし、罰金は自分が全部面倒を見るから。」ともちかけた。X らは、この件について同じ遊び人仲間の B に相談したところ、「おまえらもよく知っているとおりに、A さんの言うことに従わないとあとが怖いぞ。罰金は払ってもらえるのだから、おとなしく言うとおりにしておけ。」と告げられたため、A に対しその指示に従うことを約束した。

そこで、A は、X らに警察に対して供述すべき内容を具体的に指示する一方で、P らに賭博事件に関する情報を提供し、その犯人として X らの名前を挙げた。これを受けて、P らは X を警察署に出頭させて取り調べ、A が提供した情報に沿って作成した図表を示しながら同事件への関与について尋ねたが、これに対し、X は、予め A から指示された通りの供述を行った。P らはこれを調書に録取したが、その内容は犯行を全面的に認めるものであった。その後、X は、賭博の事実により（略式手続によることにつき異議があったため、通常の手続で）起訴され、同被告事件公判において、検察官は、上記 X の供述調書の取調べを請求した。同調書の証拠能力について問題となりうる点を論じなさい。



問題演習 基本七法 2020〔設問集〕

2020年12月10日 Ver.1.0発行

編者 法学教室編集室

発行者 江草貞治

発行所 株式会社有斐閣

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町2-17

電話 (03) 3264-1311〔雑誌編集部〕

(03) 3265-6811〔営業〕

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

デザイン ナカムラグラフ

さらに問題を解きたい人には
月刊「法学教室」の演習や連載をまとめた書籍がオススメです

1つの法分野をより広く、より深く。

演習欄を加筆・補訂。
30問程度の設問で集中的に学習する。



『事例問題から考える憲法』

松本和彦
本体 2,200円＋税
ISBN：978-4-641-22702-6



『演習会社法〔第2版〕』

弥永真生
本体 1,800円＋税
ISBN：978-4-641-13592-5



『事例演習民事訴訟法〔第3版〕』

遠藤賢治
本体 2,700円＋税
ISBN：978-4-641-13644-1

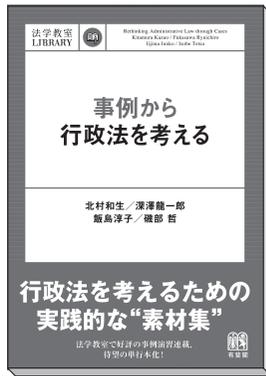


『事例演習刑事訴訟法〔第2版〕』

古江頼隆
本体 3,200円＋税
ISBN：978-4-641-13904-6

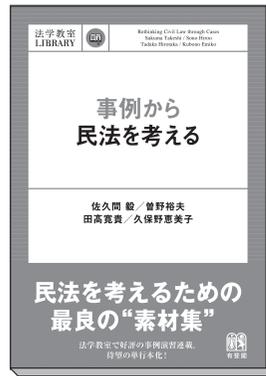
司法試験レベルの問題にチャレンジ。

講座連載「事例で考える」シリーズを書籍化。
 ハイレベルな問題と解説で自分の力を試す。



『事例から行政法を考える』

北村和生・深澤龍一郎・飯島淳子・
 磯部 哲
 本体 3,400円＋税
 ISBN：978-4-641-13187-3



『事例から民法を考える』

佐久間 毅・曾野裕夫・田高寛貴・
 久保野恵美子
 本体 3,000円＋税
 ISBN：978-4-641-13675-5



『事例で考える会社法〔第2版〕』

伊藤靖史・伊藤雄司・大杉謙一・
 齊藤真紀・田中 亘・松井秀征
 本体 3,500円＋税
 ISBN：978-4-641-13729-5



『事例から刑法を考える〔第3版〕』

島田聡一郎・小林憲太郎
 本体 3,200円＋税
 ISBN：978-4-641-04298-8

本書のもととなった演習欄が掲載されている 月刊「法学教室」のご紹介

学習が進む、理解が深まる。
法学がもっと面白くなる。

- ・講義やテキストだけじゃ分からない
- ・あの先生の講義を聞いてみたい
- ・試験対策ってどうすれば…
- ・話題の事件を法的に考えたい

そんな法学学習へのモヤモヤを、
“もう一つの教室”で解消しよう!

毎月28日発売
本体1,426円+税
※特別定価の場合がある点ご了承ください。

法学教室

学習が進む、理解が深まる
法学がもっと面白くなる



特集 さあ、一步を踏みだそう。

法学はおもしろい

- ① 「ビッグデータ」を考える
山本雄介 駒田聖典 野田利規
- ② 「自動運転」を考える
渡辺充規 今井隆雄 松本英徳
- ③ 「成年」を考える
橋本英平 河上正二 後藤弘子

春の新連載スタート!

スランプ 1ヶ月以上 行方不明
ケースで考える法律実務 読者一行 10人
有罪率の多さから一判例を軸に 橋本英平 10人

平成の法律事件



VI 民法の構成
民法の構成要素を整理し、その相互関係を明らかにする。

① はじめに
民法は、私法の中でも最も重要な法律であり、私法全体の基礎をなしている。民法の構成要素を整理し、その相互関係を明らかにすることは、民法の理解に不可欠である。

② 民法の構成要素
民法の構成要素は、人、物、権利、義務、法律行為、法律効果などである。これらの要素を整理し、その相互関係を明らかにすることは、民法の理解に不可欠である。

③ 民法の構成要素の整理
民法の構成要素を整理し、その相互関係を明らかにすることは、民法の理解に不可欠である。

特集

様々な角度から重要
論点や判例を学ぶ。
講義やテキストでの疑問を解消し、理解をさらに深めよう。

付随的審査制の意義

1. はじめに
付随的審査制とは、行政行為の合法性を審査する際に、その行政行為の目的や趣旨を考慮する制度である。この制度の意義を考察する。

2. 付随的審査制の意義
付随的審査制の意義は、行政行為の合法性を審査する際に、その行政行為の目的や趣旨を考慮することにある。これにより、行政行為の合法性をより厳格に審査することができる。

講座

あの大学の、あの先生の
講義が受けられる。
魅力あるラインナップ
から自分に合った連載
で学習を進めよう。

民法

民法の構成要素を整理し、その相互関係を明らかにする。

① はじめに
民法は、私法の中でも最も重要な法律であり、私法全体の基礎をなしている。民法の構成要素を整理し、その相互関係を明らかにすることは、民法の理解に不可欠である。

② 民法の構成要素
民法の構成要素は、人、物、権利、義務、法律行為、法律効果などである。これらの要素を整理し、その相互関係を明らかにすることは、民法の理解に不可欠である。

演習

各種試験に向けて事例
問題にチャレンジ。日頃の学習で身につけた知識を再確認! 独習・自主ゼミにぴったり。

キャンパスレス民法と法律

① キャンパスレス民法の意義
キャンパスレス民法とは、インターネットを通じて民法の講義や演習を提供する制度である。この制度の意義を考察する。

② キャンパスレス民法の意義
キャンパスレス民法の意義は、インターネットを通じて民法の講義や演習を提供することにある。これにより、民法の学習をより柔軟に行うことができる。

時事トピックス

ニュースで見た“あの事件”って…。最新の事件や法改正の内容を、タイムリーに、法的にしっかり掴もう。

「法学教室」の
詳しい情報はこちら。
お得な定期購読も
ご用意しています。



お問い合わせ先

株式会社 有斐閣

TEL: 03-3265-6811

FAX: 03-3262-8035

http://www.yuhikaku.co.jp/